第21回幕別町・忠類村合併協議会議案

日時 平成17年11月15日(火)午後2時

会場 幕別町民会館 2階講堂

議案の提出について

調整結果報告第19号 特別職の身分の取扱いについて

調整結果報告第20号 事務組織及び機構の取扱いについて

調整結果報告第21号 公共的団体等の取扱いについて

調整結果報告第22号 補助金・交付金等の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成17年11月15日

幕別町・忠類村合併協議会会長 岡田 和夫

調整結果報告第19号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

	第5回	平成16年 5 月21日		第6回	平成16年 6 月25日
提案	第14回	平成16年12月24日	決定	第14回	平成16年12月24日
	第16回	平成17年 1 月28日		第16回	平成17年 1 月28日

【調整方針】

- 1 1任期に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置くものとする。
- 2 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。
- 3 議会議員の報酬額等については、合併時までに調整する。
- 4 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数及び任期については、幕 別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額については、合併時まで に調整する。
- 5 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期及び報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものは、合併時までに調整する。

(別紙)

協議項目	12 特別職の身分の取扱い		
\	3 議会議員の報酬額等については、合係	并時までに調整する。	
決定されている 調 整 方 針	4 行政委員会の委員会及び委員の設置す	並びに委員の数及び任期については、幕別町]の例により、合併時に統合するものとし、
마의 고드 /기 파티	報酬額については、合併時までに調整す	する。	
項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
議会議員の報酬額	【報酬】	【報酬】	【報酬】
等	議長 <u>323,000円/月</u>	議長 270,000円/月	議長 323,000円/月
	副議長 <u>258,000円/月</u>	副議長 198,000円/月	副議長 258,000円/月
	委員長 231,000円/月	委員長 183,000円/月	委員長 231,000円/月
	議員 212,000円/月	議員 162,000円/月	議員(幕別地域) 212,000円/月
	(平成17年7月改正)		議員(忠類地域) 162,000円/月
	【期末手当】	【期末手当】	【期末手当】
	支給率	支給率	支給率
	6月 100分の170	6月 100分の190	6月 100分の170
	12月 100分の270	12月 100分の250	12月 100分の270
	加算率 <u>10%</u>	加算率 該当なし	加算率 10%
	(平成17年7月改正)		

項目		幕別町			忠類村	t		調 整 結 果	:
行政委員会の報酬	教育委員	会委員長	57,500円/月	教育委員	会委員長	47,000円/月	教育委	員会委員長	57,500円/月
額	"	委員	37,500円/月	"	委員	31,000円/月	"	委員	37,500円/月
	選挙管理	委員会委員長	9,000円/日	選挙管理	里委員会委員長	8,700円/日	選挙管	理委員会委員長	9,000円/日
	"	委員	8,200円/日	"	委員	7,800円/日	"	委員	8,200円/日
	監査委員	(識見者)	125,000円/月	監査委員	員(識見者)	60,000円/月	監査委	員(識見者)	125,000円/月
	"	(議員)	46,000円/月	"	(議員)	31,000円/月	"	(議員)	46,000円/月
		(平成	成17年7月改正)						
	公平委員	会委員長	9,000円/日	公平委員	会委員長	8,700円/日	公平委	員会委員長	9,000円/日
	"	委員	8,200円/日	"	委員	7,800円/日	"	委員	8,200円/日
	農業委員	会会長	57,500円/月	農業委員	会会長	48,000円/月	幕別農	業委員会会長	57,500円/月
	"	会長代理	43,000円/月	"	会長代理	37,000円/月	"	会長代理	43,000円/月
	"	委員	37,500円/月	"	委員	32,000円/月	"	委員	37,500円/月
							忠類農	業委員会会長	48,000円/月
							"	会長代理	37,000円/月
							"	委員	32,000円/月
							農業	委員会統合時に再編	言する。
	固定資産	評価審査委員会	会員長	固定資產	至評価審査委員会	会委員長	固定資	産評価審査委員会委	菱員長
			9,000円/日			7,800円/日			9,000円/日
	"		委員	"		委員	"	3	員
			8,200円/日			6,600円/日			8,200円/日

調整結果報告第20号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案 第15回 平成17年 1 月14日 決定 第16回 平成17年 1 月28日

【調整方針】

新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。

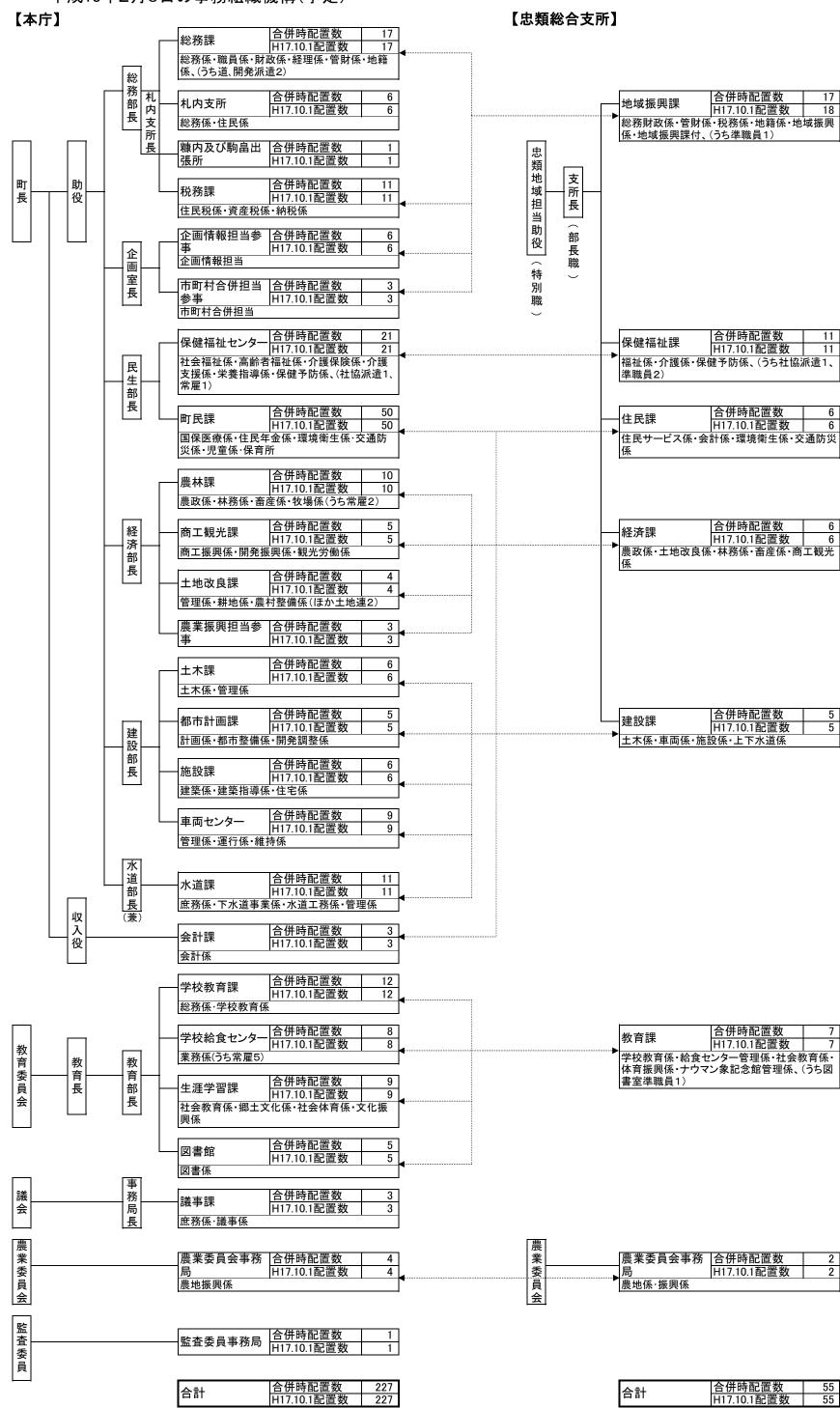
新町における事務組織・機構の整備方針

- 1 総括方針
 - (1) 新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構
 - (2) 住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構
 - (3) 住民の声を適正に反映することのできる組織機構
 - (4) 簡素で効果的な組織機構
 - (5) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構
 - (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
 - (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
 - (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構
- 2 個別整備方針
 - (1) 新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2町村の現庁舎を有効活用する。
 - (2) 幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。
 - (3) 本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。

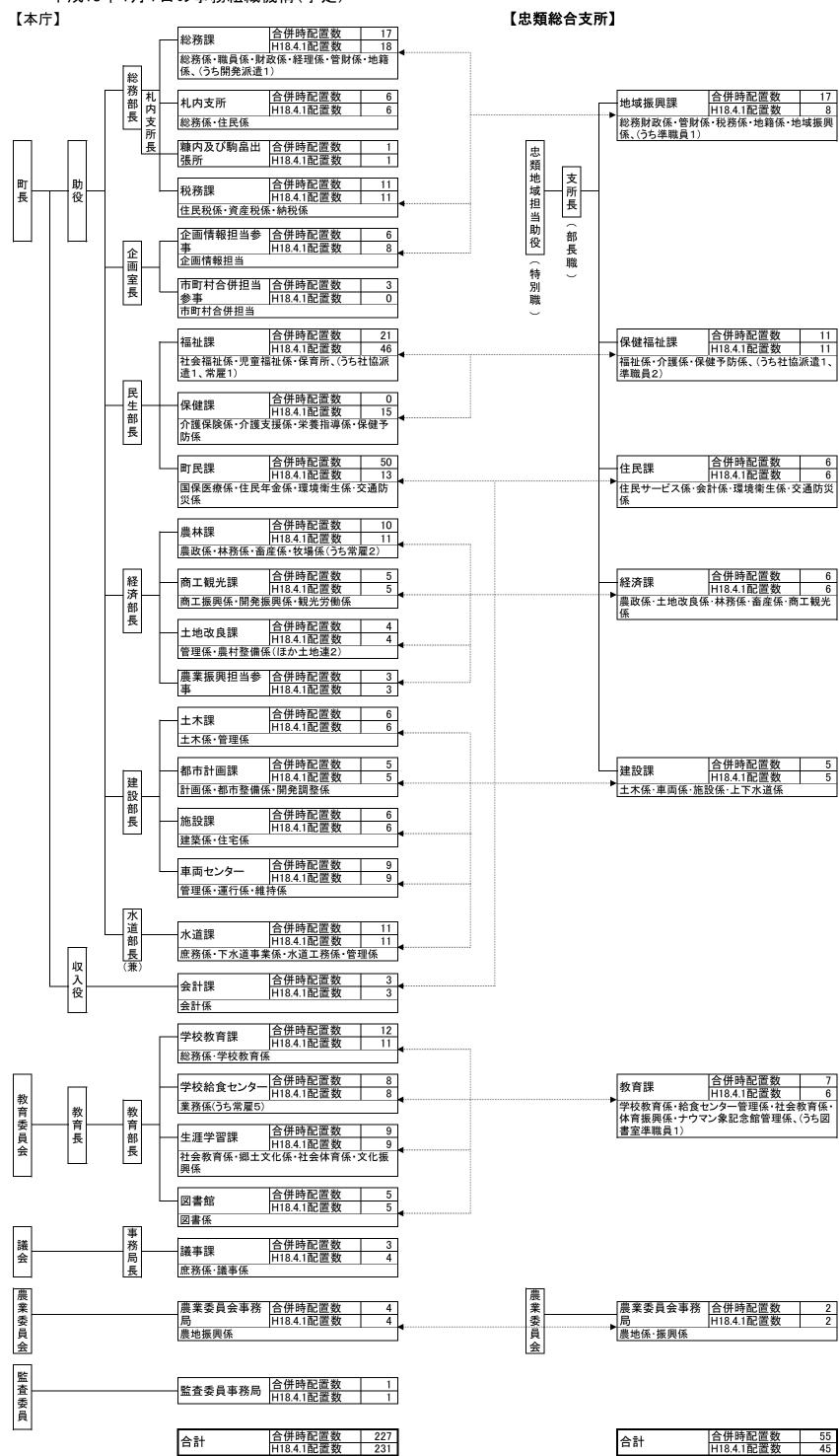
総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。

(4) 幕別町の支所及び出張所は、現行のとおりとする。

平成18年2月6日の事務組織機構(予定)



平成18年4月1日の事務組織機構(予定)



調整結果報告第21号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

担安	第4回	平成16年4月23日	油宁	第5回	平成16年 5 月21日
提案	第13回	平成16年11月29日		第13回	平成16年11月29日

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの 実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

- <u>1</u> <u>2 町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</u>
- 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

∞

(別紙)

(//	リポレ ノ			
協	協議項目	17 公共的団体等の取扱い		
., .,	定されている 整 方 針	調整に努めるものとする。 1 2町村に共通している団体	町の速やかな一体性を確立するため、それぞれは、できる限り合併時に統合できるよう調整に将来の統合に向けて調整に努める。 現行のとおりとする。	
No		幕別町	忠類村	調 整 結 果
1	【名称】 幕別町自衛 【概要】 新入隊員別 事への参加、 事務局 町	対励会の開催及び各種自衛隊行 協力	【名称】 忠類村自衛隊協力会 【概要】 新入隊員激励会の開催及び各種自衛隊行 事への参加、協力 事務局 村総務課	【名称】 幕別町自衛隊協力会 忠類自衛隊協力会 【内容】 当面の間現行のとおりとし、新町において統合に向けて調整に努める。
2	幕別町納税貯 平成16年度	'蓄組合連合会 :解散	忠類村納税貯蓄組合連合会 平成16年度解散	調整なし
3	行う。	開発公社 公用地等の取得管理、処分等を 職員が兼務	【名称】 忠類村土地開発公社 平成16年度解散	【名称】 幕別町土地開発公社 【内容】 現行のとおりとする。
4	【概要】	域振興公社 びゴルフ練習場の管理運営等	【名称】 (株忠類振興公社 【概要】 ナウマン温泉アルコ236の管理運営 物産センターの管理運営	【名称】 (株幕別町地域振興公社 (株)忠類振興公社 【内容】 現行のとおりとする。

٠,	•	٦	
	L		,

No	幕別町	忠類村	調 整 結 果
5	【名称】 幕別町国際交流協会 【概要】 留学生を迎えての国際交流事業をはじめ、 諸外国との交流を通じ、町の文化・教育・経 済の発展に貢献している。 事務局 自主運営		【名称】 幕別町国際交流協会 【内容】 現行のとおりとする。
6	【名称】 幕別町民生委員児童委員協議会 【概要】 援助を必要とする者に対し、自立した日常 生活を営むことができるように相談に応じ、 助言その他の援助を行うなど、住民の福祉の 増進に努める。 事務局 保健福祉センター	【名称】 忠類村民生児童委員協議会 【概要】 援助を必要とする者に対し、自立した日常 生活を営むことができるように相談に応じ、 助言その他の援助を行うなど、住民の福祉の 増進に努める。 事務局 村保健福祉課	現行のとおりとし、次期改選時 (平成19年12
7	【名称】 池田地区保護司会幕別町分区 【概要】 犯罪をしたものに対する改善・更生及び犯罪の予防のための啓発に努める。地区保護司会定例研修会の参加、保護活動などの実施事務局 自主運営		
8	【名称】 幕別町遺族会 【概要】 戦没者遺族相互の連絡を密にし、親睦を図 ることを目的とする。戦没者慰霊祭の実施、 護国神社例大祭参拝など 事務局 社会福祉協議会	【名称】 忠類村殉公遺族会 【概要】 遺族相互の親睦を図り、尊い一命を捧げた 戦没者及び遺族の名誉を保持し、遺族福祉の 向上を図る。護国神社例大祭参拝、村戦没者 追悼式への参加など 事務局 村保健福祉課	

-	_
-	\supset

No	幕別町	忠類村	調 整 結 果
9	【名称】 北海道ウタリ協会幕別支部 【概要】 アイヌ民族の尊厳を確立し、社会的地位の 向上と文化の保存・伝承及び発展を図る。 会員数 12世帯 事務局 自主運営		【名称】 北海道ウタリ協会幕別支部 【内容】 現行のとおりとする。
10	【名称】 身体障害者福祉協会幕別町分会 【概要】 身体障害者の自立と社会参加の促進に寄 与し、会員相互の親睦を図る。十勝地区身障 者スポーツ大会への参加など 事務局 社会福祉協議会	【名称】 身体障害者福祉協会忠類村分会 【概要】 身体障害者の自立と社会参加の促進に寄 与し、会員相互の親睦を図る。十勝地区身障 者スポーツ大会への参加など 事務局 村保健福祉課	【名称】 身体障害者福祉協会幕別町分会 【内容】 合併時に統合し、忠類地域に支部を置く。 事務局 自主運営
11	【名称】 幕別町手をつなぐ親の会 【概要】 親睦会、研修会など会員相互の協力親睦等 を通じて、当該児者の療育技術の向上と福祉 の増進を図る。 会員数 47人 事務局 自主運営	【名称】 忠類村手をつなぐ親の会 【概要】 親睦会、研修会など会員相互の協力親睦等 を通じて、当該児者の療育技術の向上と福祉 の増進を図る。 会員数 6人 事務局 村保健福祉課	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
12	【名称】 幕別町社会福祉協議会 【概要】 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施を通じ、地域福祉の推進を図る。 事務所 保健福祉センター内	【名称】 忠類村社会福祉協議会 【概要】 地域福祉の増進を図り、在宅福祉及び高齢 者福祉の増進を図る。 事務所 ふれあいセンター福寿内	【名称】 幕別町社会福祉協議会 【内容】 忠類村社会福祉協議会を幕別町社会福祉協議会に編入する編入合併とし、合併の目標期日は、平成18年4月1日とする。 事務所の位置は、現幕別町社会福祉協議会の位置とし、忠類村社会福祉協議会の現事務所を支所とする。

_	_
_	_

No			☆ 故 # 田
No		11117	調整結果
13	【名称】 日本赤十字社幕別町分区 【概要】 災害救護活動、緊急医療活動、奉仕活動、 血液事業等を行っている。 事務局 保健福祉センター	【名称】 日本赤十字社忠類村分区 【概要】 災害救護活動、緊急医療活動、奉仕活動、 血液事業等を行っている。 事務局 村保健福祉課	【名称】 日本赤十字社幕別町分区 【内容】 合併時に統合する。 事務局 町
14	【名称】 幕別町赤十字奉仕団 【概要】 各種行事等の参加、協力、ボランティア活動を行っている。 事務局 - 自主運営	【名称】 忠類村赤十字奉仕団 【概要】 各種行事への参加、募金活動、災害時の救護活動を行っている。 事務局 - 村保健福祉課	【名称】 幕別町赤十字奉仕団 忠類赤十字奉仕団 【内容】 当面の間現行のとおりとする。
15	【名称】 幕別町献血推進協議会 【概要】 血液製剤の安定供給と国内需給の確立を 目的とし、釧路赤十字血液センターと連携の 上、移動採血車の受け入れを行う。 事務局 - 保健福祉センター		【名称】 幕別町献血推進協議会 【内容】 合併時に統合する。 事務局 町
16	【名称】 幕別町母子若葉会 【概要】 母子、寡婦家庭の福祉向上と会員相互の親 睦を図ることを目的に設置され、研修会、し め縄販売などを行っている。 事務局 - 自主運営	【名称】 忠類村母子会 【概要】 母子、寡婦家庭の福祉向上と会員相互の親 睦を図ることを目的に設置され、研修会等を 開催している。(現在、会員1人のため活動 休止中) 事務局 - 村保健福祉課	

_	_
_	_
ľ	

No	幕別町		調 整 結 果
17	【名称】 幕別町老人クラブ連合会 【概要】 単位老人クラブの育成並びに連絡調整と 高齢者福祉の増進を図ることを目的に、指導 者の育成、研修や老人クラブの調査研究を行っている。 事務局 - 自主運営	【名称】 忠類村老人クラブ連合会 【概要】 高齢者の福祉の増進と会員相互の親睦を	【名称】 幕別町老人クラブ連合会 【内容】 合併時に統合する。忠類地域の単位クラブは、 現行の2クラブから1クラブに統合する。 事務局 自主運営
18		【名称】 忠類村衛生協力会連合会 【概要】 快適な生活環境の確保と清潔で美しい地域づくりを進めるため、空き缶・ごみ拾い、コンポスター購入助成等を行っている。	合併時に廃止する。
19	【名称】 幕別町生活安全推進協議会 幕別町交通安全協会、幕別町防犯協会及び幕 別町交通安全推進委員会が平成16年度統合 【概要】 町民の利益と危険防止及びその安全を確 保するため、交通安全・広報啓発活動を行っ ている。 事務局 町町民課	【概要】 交通安全・広報啓発活動を行っている。	【名称】 幕別町生活安全推進協議会 【内容】 合併時に統合する。 事務局 町
20		【名称】 忠類村担い手センター 【概要】 農業後継者の配偶者対策事業や、農業実習、体験研修などの事業を行っている。 事務局 村農業委員会	【名称】 忠類担い手センター 【内容】 現行のとおりとし、(財)幕別町農業振興公社 が新町全域の組織になった時点で統合する。 事務局 町忠類農業委員会

_	_
	v

NI-	# DI IIIT	ch *공++	海南外田
No	幕別町	忠類村	調 整 結 果
21	【名称】	【名称】	【名称】
	幕別町地域担い手育成センター	忠類村地域担い手育成センター	幕別町地域担い手育成センター
	【概要】	【概要】	【内容】
	道農業担い手育成センターが行う就農促	道農業担い手育成センターが行う就農促	• • • • • • • • • • •
	進事業を実施する。町、農業委員会、普及セ	進事業を実施する。村、農業委員会、普及セ	事務局 町
	ンター、農協、農業振興公社で組織。	ンター、農協で組織。	
	事務局 農業振興公社	事務局 村産業課	
22	【名称】	【名称】	【名称】
	ゆとりみらい21推進協議会	忠類村農業推進協議会	ゆとりみらい21推進協議会
	【概要】	【概要】	【内容】
	農業生産対策、経営対策、後継者対策等を	農業生産対策、経営対策、後継者対策等を	平成18年度当初に統合する。
	総合的かつ計画的に推進するために設置。構	総合的かつ計画的に推進するために設置。構	事務局 町
	成は、町、農業委員会、農業振興公社、農協、	成は、村、農業委員会、農協、普及センター、	
	一普及センター、共済、日甜。	共済、日甜。	
	事務局 町農林課	事務局 村産業課	
23	【名称】		【名称】
	(財)幕別町農業振興公社		(財)幕別町農業振興公社
	【概要】		【内容】
	担い手及び新規就農者育成事業や、農地保		現行のとおりとし、新町において新町全域の
	有合理化事業、その他地域農業の振興に寄与		組織となるよう調整に努める。
	する事業を行っている。		
	寄附構成団体 町、JA幕別、JA札内、JA帯		
	広大正		
24	【名称】	【名称】	【名称】
	幕別町援農協力会	忠類村農業労働力調整協議会	幕別町援農協力会
1	【概要】	【概要】	【内容】
1	作業別協定賃金の設定、労災雇用保険の加	農作業臨時雇の協定賃金の設定	忠類村農業労働力調整協議会は合併の日の前
1	入促進、農作業事故防止啓蒙活動などを実	事務局 村農業委員会	の日をもって自主解散し、解散後は、幕別町援
1	施。		農協力会の対象区域が新町全域となるよう拡大
1	事務局 幕別町農民同盟		に努める。
			事務局 幕別町農民同盟

_	_
-	
	◺

No	幕別町	忠類村	調 整 結 果
25	【名称】 幕別町水田農業推進協議会 【概要】 水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、 水田を活用した作物づくりの推進、米の生産 調整の推進等を行う。 事務局 町農林課		【名称】 幕別町水田農業推進協議会 【内容】 現行のとおりとし、新町において新町全域の 組織となるよう調整に努める。
26	【名称】 幕別町家畜伝染病自衛防疫組合 【概要】 家畜伝染病の発生を未然に防止するため、 家畜飼養者及び関係機関の組織的な指導体 制を確立する。家畜伝染病発生時に、発生農 家の清浄化を行う。 事務局 町農林課	·	
27	【名称】 幕別池田酪農ヘルパー利用組合 【概要】 畜産農家の農休日を確保するため、酪農ヘルパーの派遣事業を行う。 事務局 JA幕別、JA札内、JA池田、JA高島 総括 幕別町(専門事務職員)	ルパーの派遣事業を行う。	【名称】 幕別池田酪農ヘルパー利用組合 南十勝酪農ヘルパー組合 【内容】 現行のとおりとする。
28	【名称】 幕別町森林組合 【概要】 林業に関する指導助言や、木材等の販売な どを行う。	【名称】 忠類村森林組合 【概要】 林業に関する指導助言や、木材等の販売な どを行う。	【名称】 幕別町森林組合 【内容】 平成18年6月統合予定。忠類地域に支部を置 く。

_	_
7	7
•	,

No	幕別町	忠類村	調 整 結 果
29	【名称】 幕別町農業協同組合 札内農業協同組合 【概要】 農業生産力の増進及び農業者の経済的社 会的地位向上のため、農業経営及び技術向上 に関する指導や、必要な資金の貸付け、物資 の供給などを行う。	【名称】 忠類村農業協同組合 【概要】 農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位向上のため、農業経営及び技術向上に関する指導や、必要な資金の貸付け、物資の供給などを行う。	【名称】 幕別町農業協同組合 札内農業協同組合 忠類農業協同組合 【内容】 現行のとおりとする。
30	【名称】 幕別町商工会 【概要】 商工業の総合的な改善発達を図るため、経 営改善普及事業をはじめ、育成指導事業、パ ークプラザの管理事業などを行う。	【名称】 忠類村商工会 【概要】 商工業の総合的な改善発達を図るため、経 営改善普及事業をはじめ、育成指導事業など を行う。	【名称】 幕別町商工会 忠類村商工会 【内容】 平成19年4月1日を目途に合併協議中。合併 までは現行のとおりとする。
31	【名称】 幕別町観光物産協会 【概要】 観光資源の調査研究や観光地の紹介と宣伝に努めるとともに地場物産の開発、調査研究を促進し、産業の育成を図る。 事務局 町商工観光課		【名称】 幕別町観光物産協会 【内容】 平成18年度当初に統合する。 事務局 町
32		【名称】 忠類村学校教育振興会 【概要】 学校教職員、教育委員会職員の研修や、児童生徒の文化・体育振興に関する事業を行う。 村内小中学校教職員と教育委員会職員で構成。	

-	=
	₻

No	幕別町		調 整 結 果
33	【名称】 幕別町児童生徒健全育成推進委員会 【概要】 青少年育成に必要な環境や条件の整備に ついて関係機関等に提言するとともに、児童 生徒健全育成研修会をPTA連合会とともに開 催する。 事務局 町教育委員会		【名称】 幕別町児童生徒健全育成推進委員会 【内容】 現行のとおりとし、新町において新町全域の 組織となるよう調整に努める。
34	幕別町青年団体連絡協議会 平成16年度をもって解散	忠類村青年会 平成17年度から休会	調整なし
35	【名称】 幕別町子ども会育成連絡協議会 【概要】 幕別支部、札内支部の子ども会組織の連絡 調整を図り、青少年の健全育成を図る。 単位子ども会 53団体 事務局 自主運営	【名称】 忠類村地域子ども会育成連絡協議会 【概要】 地域子ども会の育成組織の連絡調整を図り、青少年の健全育成を図る。 単位子ども会 6団体 事務局 村教育委員会	【名称】 幕別町子ども会育成連絡協議会 【内容】 平成18年度当初に統合し、忠類地域に支部を 置き幕別町の現行の幕別支部、札内支部と併せ 3支部体制とする。 事務局 自主運営
36	【名称】 手づくりのまち推進委員会 【概要】 住民自らが「明るく、豊かな、住みよい」 地域を築く住民活動を推進している。 地域づくり住民運動の啓蒙をはじめ地域 づくり住民大会の開催、供花紙の販売など 事務局 町企画室	【名称】 忠類村コミュニティ運動推進協議会 【概要】 物心両面から豊かな生活と住みよい地域 を築く住民運動を推進している。 あいさつ運動の推進、花いっぱい運動の推進、供花紙の販売など 事務局 村教育委員会	【名称】 手づくりのまち推進委員会 忠類コミュニティ運動推進協議会 【内容】 統合に向け協議中であり、統合までは現行の とおりとする。

_	3	١
_		

No	幕別町	忠類村	調 整 結 果
37		【名称】 忠類村文化協会 【概要】 地域の芸術、文化の向上を図るため、各種 展覧会、発表会への参加出展をはじめ、芸術 チャリティーショーを開催している。 加盟団体 20団体	【名称】 幕別町文化協会 忠類文化協会 【内容】 統合に向けて協議中であり、統合までは現行 のとおりとする。
38	【名称】 幕別小中高PTA連絡協議会 札内地区生活指導連絡協議会 南幕別地域生活指導連絡協議会 【概要】 地域のおける児童生徒の健全育成と生徒 指導の充実に努めている。 事務局 自主運営		【名称】 幕別小中高PTA連絡協議会 札内地区生活指導連絡協議会 南幕別地域生活指導連絡協議会 【内容】 現行のとおりとし、新町において忠類地域内 での組織化を検討する。 事務局 自主運営
39	【名称】 まくべつ町民芸術劇場 【概要】 優れた芸術文化事業の選定と運営を行い、 芸術機会の充実に努めている。 事務局 自主運営	【名称】 忠類村芸術鑑賞協会 【概要】 村内での公演の実施やチケット購入に係る一部助成を行い、村民に優れた芸術文化に触れる機会の充実に努めている。 事務局 自主運営	【名称】 まくべつ町民芸術劇場 忠類芸術鑑賞協会 【内容】 統合に向けて協議中であり、統合までは現行 のとおりとする。
40	【名称】 幕別町体育連盟 【概要】 各種体育行事の企画、開催をはじめ指導者 の養成や体育団体の育成強化を図っている。 事務局 自主運営	【名称】 忠類村体育連盟 【概要】 村民に体育スポーツを奨励し、その普及を 促進している。開村記念村民大運動会の開催 協力や白銀台フェスティバル(冬季運動会) の開催など 事務局 自主運営	

	٠,	L
-	_	•
1		١

No	幕別町	忠類村	調 整 結 果
41	【名称】	【名称】	【名称】
-	【ロール】 幕別町スポーツ少年団本部	ま類村スポーツ少年団本部	幕別町スポーツ少年団本部
	【概要】	【概要】	【内容】
	スポーツ少年団の登録、指導者研修・養成、	スポーツ少年団の登録、育成指導、指導	平成18年度当初に統合する。
	町内外大会の体系の派遣などを実施	者・リーダーの養成事業などを実施	事務局 町教育委員会
	加盟団体 33団体	加盟団体 4団体	
	事務局 町教育委員会	事務局 村教育委員会	
42		忠類村生涯スポーツ指導者等育成協議会	合併時に廃止する。
43	【名称】	【名称】	【名称】
	幕別町PTA連合会	忠類村PTA連合会	幕別町PTA連合会
	【概要】	【概要】	【内容】
	PTA研究大会の企画運営や各種研究会、	PTA連合会研究大会の企画運営や各種	
	研修会への参加などPTA活動の充実を図	研究会、研修会への参加などPTA活動の充	
	る。	実を図る。	事務局 自主運営
	単位PTA 小学校9、中学校4	単位PTA 小学校1、中学校1	
44	【名称】		【名称】
	幕別町ふるさと館事業委員会		幕別町ふるさと館事業委員会
	【概要】		【内容】
	ふるさと館が収集し、保管し、又は展示す		現行のとおりとする。
	る資料に関する調査研究や、常設展及び特別		
	展示、講演会・講座などの企画運営を行う。		
4-	事務局 町教育委員会 【名称】	【名称】	【名称】
45	【右你】 幕別町農業者年金協議会	【右你】 忠類村農業者年金協議会	【石砂】 幕別町幕別農業者年金協議会
	秦別叫辰耒旬牛並励硪云 【概要】	心恕们辰耒有牛並励誐云 【概要】	秦加可秦加辰耒有平並協議云 幕別町忠類農業者年金協議会
	【ベ女】 農業者年金事業の諸届の点検、確認や年金	【悩女】 農業者年金事業の諸届の点検、確認や年金	春加可心想展来有牛並励職云 【内容】
	展集自牛並事業の調価の無機、確認や牛並 未加入者に対し加入勧誘を行う。	展集有年金事業の間囲の点候、確認で年金 未加入者に対し加入勧誘を行う。	現行のとおりとする。
	被保険者数 324人	被保険者数 112人	事務局 町幕別農業委員会
	事務局 町農業委員会	事務局 村農業委員会	町忠類農業委員会
	チョカロ 門成木女只ム	子9/09 11成未及只以	門心尽成未女只厶

調整結果報告第22号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第4回	平成16年4月23日	油宁	第5回	平成16年 5 月21日
灰余	第13回	平成16年11月29日	大足	第13回	平成16年11月29日

補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、 従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点 に立ち、そのあり方について検討する。

- 1 2町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統合に向けて調整する。
- 2 2 町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来から の実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。
- 3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。

協議項目	18 補助金・交付金等の取扱い
決定されている調整方針	補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方について検討する。 1 2町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統合に向けて調整する。 2 町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。 3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。
事業特出 (国、关Ⅰ.垂转出) 【om	*HP はフレは日廷のよの

	甫助(国・道上乗補助)【2町村同一あるいは同種のもの】 	rf1 \\ \tau = 4.4	→ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +
	幕別町	- 思類村	調整結果
1	【名称】 農業経営基盤強化促進対策事業資金利子補給費補助金 【概要】 農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し、基準金利と実 質の差について、国、道及び町が一定の割合で利子補給する。 【補助基準】 定率補助	【名称】 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 幕別町と同一	【名称】 農業経営基盤強化促進対策事業資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
	【名称】 天災資金利子補給費補助金 【概要】 被災農業者が農協から資金を借り入れ、国、道及び町が一定の割合で農協に利子補給する。 【補助基準】 定率補助	【名称】 天災資金利子補給費補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 幕別町と同一	【名称】 天災資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
3	【名称】 大家畜経営体質強化資金利子補給費補助金 【概要】 経営再建を行うため、既存借入金(農協系統一般資金等の公的資金)の高利率の制度資金を、借換えるための大家畜経営体質強化資金に対して、一定の利子助成をする。 【補助基準】 定率補助	【名称】 大家畜経営体質強化資金利子補給費補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 幕別町と同一	【名称】 大家畜経営体質強化資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
4	【名称】 大家畜経営改善支援資金利子補給費補助金 【概要】 酪農及び肉用牛経営の活性化及び経営継承を図るため、既存借入金(農協系統一般資金等の公的資金)を長期・低金利に借換えするための、大家畜経営活性化資金(経営活性化資金・後継者経営継承円滑化資金)の融資を受けた場合、一定の利子助成をする。 【補助基準】 定率補助	【名称】 大家畜経営改善支援資金利子補給費補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 幕別町と同一	【名称】 大家畜経営改善支援資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。

事業補助(国・道上乗補助)【2町村同一あるいは同種のもの】 項目 幕別町		⇒田 車ケ 女士 田
【名称】 森林整備地域活動支援交付金 【概要】 森林施行計画の認定を受けた森林所有者等と幕別町との間に対象 行為等を定めた協定を締結し、団地内の積算基礎森林(35年生以下の 人工林)に対して10千円/haを交付し、地域活動を推進する。 【補助基準】 積算基礎森林(35年生以下の人工林)に対し、10千円/ha(定額) を交付。 ・積算基礎森林面積 947.98ha 【その他特記事項】 間接補助 町⇒森林組合	本林整備地域活動支援交付金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 幕別町と同一 ・積算基礎森林面積 830.55ha 【その他特記事項】 幕別町と同一	調整結果 【名称】 森林整備地域活動支援交付金 【補助基準】 積算基礎森林(35年生以下の人工林)に対し、10千円/ha(定額)を交付。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
(1) 無立木地造林 (2) 複層林・混交林化 (3) 再造林 【補助基準】 公共造林事業の査定経費の5%とする。 ただし、北海道が定める21世紀北の森づくり推進事業実施要領に 該当する公共補助事業(平成22年度までの事業)は、標準経費に次	【補助基準】	【名称】 公費造林推進事業補助金 【補助基準】 公共造林事業の査定経費の5%とする。 ただし、北海道が定める21世紀北の森づくり推進事業実施要領に該当する公共補助事業(平成22年度までの事業)は、標準経費に次の補助率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は切り上げる)とする。 (1) 公共補助事業の査定係数が170点以下の場合 ① 無立木地造林及び複層林・混交林化 <補助率等 0.27>② 再造林 <補助率等 0.22> (2) 公共補助事業の査定係数が180点の場合 ① 無立木地造林及び複層林・混交林化 <補助率 0.23> ② 再造林 <補助率等 0.18> 【具体的調整内容】 幕別町の例により、合併時に統合する。

事業補助	(国•道上乗補助)	【2町村同一あるいは同種のもの】
ナホーカリ		

【名称】 民有林除間伐推進事業補助金 【概要】 町内に人工造林地を所有している個人で、除間伐事業を森林組合 に委託する者とする。 【名称】 人工造林事業補助金 【概要】 村内に森林を保有又は保育しようとする村民で森林組合が実施する。ただし、 で表記する者とする。 【名称】 大工造林事業をもって行う次に掲げる事業に対し補助する。ただし、 大工林保育事業については、忠類村の区域に山林保有する者とする。 人工林保育事業については、忠類村の区域に山林保有する者とする。場合については、11千円/ha (定額) とする。 (1) 人工造林 自己所有地の屋敷林及び耕地防風林を村内に植栽した人工造体事業を対象。 した人工造林事業を対象。 での間伐事業を行った者。ただし、前回補助後5年間は補助しない。 「補助基準】 「10千円/ha以内とする。ただし、平成17年度から平成19年度までの間において、北海道が定める北の森づくり機能強化対策事業に該当する場合については、11千円/ha (定額) とする。 「補助基準】 「10千円/ha以内とする。ただし、平成17年度から平成19年度までの間において、北海道が定める北の森づくり機能強化対策事業に該当する場合については、11千円/ha (定額) とする。 「補助基準】 「加速等直接支払交付金事業の対象者を除く」1年に10本以上100本以上のの本以上のので行う植栽に対し、1月につき、1回限りの補助とし、耕地防風林は、概ね
100本以上の植栽を対象とし、面積が0.1ha以上あるときは、50千円/ha以内の補助とする。 (2) 人工林保育 10千円/ha以内

事業補助(国・道上乗補助) 【2町村独自のもの】

事業	美補助(国・道上乗補助)【2町村独自のもの】		
項目		忠類村	調整結果
8	【名称】 身体障害者用自動車改造費助成金 【概要】 身体障害者手帳の交付を受けている重度の肢体不自由者であって、次にいずれかに該当するもの。 (1) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び 駆動装置等の一部を改造する必要があるもの。 (2) 改造助成を行う月の属する前年の所得税課税所得金額が特別 障害者手当の所得制限を超えないもの。 【補助基準】 操向装置及び駆動装置等の改造に直接要する経費とし、100千円/ 人を限度とする。		【名称】 身体障害者用自動車改造費助成金 【補助基準】 操向装置及び駆動装置等の改造において、直接要する経費を助成する。ただし、100千円/人を限度とする。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
9	【名称】 高齢者事業団訪問開拓員設置事業補助金 【概要】 訪問開拓員の人件費を補助する。 【補助基準】 定額補助(訪問開拓員1人分)		【名称】 高齢者事業団訪問開拓員設置事業補助金 【補助基準】 定額補助(訪問開拓員1人分) 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
10	【名称】 次世代農業者支援融資事業利子助成補助金 【概要】 平成9年度から平成12年度の間に、後継者が親から経営継承した際の負債残高について、農業経営基盤強化資金・自作農維持資金の再建整備資金と償還円滑化資金・農家負担軽減支援特別資金・大家畜経営活性化資金などに借換えた際、または、上記資金で借換えのできない資金をリフレッシュ資金で借換え(2%以下の資金を除く)した際に上乗せ利子補給する。 【補助基準】 定率補助		【名称】 次世代農業者支援融資事業利子助成補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
11	【名称】 農地保有合理化促進事業資金利子補給費補助金 【概要】 農業者が規模拡大を図る際、道農業開発公社が農地の出し手から 農地を買い入れ、農地保有合理化事業(農地売買等事業)により一 定期間(通常5年間)規模拡大農家に貸付を行う際、公社が借り入 れした資金の利子について負担する。 【補助基準】 定率補助		【名称】 農地保有合理化促進事業資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
12		【名称】 中山間地域等直接支払交付金 【概要】 耕作放棄地の増加により多面的機能の低下が特に懸念されている 中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から交付金を交付する。 【補助基準】 (1) 地目:草地 草地比率:1,500円/10a (2) 負担割合 一般地域(国1/2 道1/4 村1/4) (3) 交付面積 28,973,531㎡	【名称】 中山間地域等直接支払交付金 【補助基準】 (1) 地目:草地 草地比率:1,500円/10a (2) 負担割合 一般地域(国1/2 道1/4 町1/4) (3) 交付面積 28,973,531㎡ 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。

事業補助(国・道上乗補助)【2町村独自のもの】

項	目 幕別町	忠類村	調整結果
1	【名称】 大家畜経営活性化資金利子補給費補助金 【概要】 酪農及び肉用牛経営の活性化及び経営継承を図るため、既存借入 金(農協系統一般資金等の公的資金)を長期・低金利に借換えする ための、大家畜経営活性化資金(経営活性化資金・後継者経営継承 円滑化資金)の融資をうけた場合、一定の利子助成をする。 【補助基準】 定率補助		【名称】 大家畜経営活性化資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
1	4	【名称】	【名称】
1	【名称】 大家畜経営維持資金利子補給費補助金 【概要】 BSE(牛海綿状脳症)の発生により経済的に影響を受けた畜産 農家の経営維持の継続に必要な短期運転資金について一定の利子助 成をする。 【補助基準】 定率補助		【名称】 大家畜経営維持資金利子補給費補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。

 \sim

項目	補助(町村単独)【2町村独自のもの】幕別町	忠類村	調整結果
24	【名称】 近隣センター運営交付金 【概要】 近隣センターの管理運営に係る経費相当として、近隣センター毎 に組織する運営委員会に運営交付金を交付する。 【補助基準】 (1) 均等割 20千円 (2) 戸数割(毎年4月1日現在の戸数) ① 50戸未満 20千円 ② 50戸以上100戸未満 50千円 ③ 100戸以上150戸未満 100千円		(名称】 近隣センター運営交付金 【補助基準】 (1) 均等割 20千円 (2) 戸数割(毎年4月1日現在の戸数) ① 50戸未満 20千円 ② 50戸以上100戸未満 50千円 ③ 100戸以上150戸未満 100千円 ④ 150戸以上 180千円 ⑤ 300戸以上 180千円 ③ 利用回数割(前年1月から12月の実績) ① 100回以上~150回未満 20千円 ② 100回以上~150回未満 20千円 ③ 150回以上 30千円 ④ 100中以上 30千円 ④ 100中央近隣センター 450千円 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
25	【名称】 近隣センター使用料還付金 【概要】 各近隣センターの使用料の8割を各運営委員会に交付する。 【補助基準】 使用料額の8割		【名称】 近隣センター使用料還付金 【補助基準】 使用料額の8割 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
26		【名称】	合併時に廃止する。

事業補助(町村単独)【2町村独自のもの】

項目	美補助(町村単独)【2町村独自のもの】 幕別町	忠類村	調整結果
27	【名称】 公区案内板設置補助金		調整なし
28	【名称】 公区会館建設助成金 【概要】 公区会館の建設、改築について地元負担の軽減を図ることを目的として補助ししている。運営費の補助はない。 ・補助対象外 (1) 4km以内に公的集会施設が設置されている、又は設置計画がある場合 (2) 助成金交付年度から10年を経過しない場合 【補助基準】 建物面積 12千円/㎡以内 新築又は増築 12千円 改築又は中古建物の購入 6千円 ※補助対象面積の制限 →公区世帯数×2.0㎡+10㎡の合計面積を限度		【名称】 公区会館建設助成金 【補助基準】 ・補助対象外 (1) 4km以内に公的集会施設が設置されている、又は設置計画がある場合 (2) 助成金交付年度から10年を経過しない場合 ・補助額 建物面積 12千円/㎡以内 新築又は増築 12千円 改築又は中古建物の購入 6千円 ※補助対象面積の制限 →公区世帯数×2.0㎡+10㎡の合計面積を限度 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
29	【名称】 協働のまちづくり支援事業 ◎ 公区活動支援事業 【概要】 公区内の案内板設置及び農業者等による、地域サインとしての公区住民統一看板の設置について補助する。 【補助基準】 (1) 公区案内板整備 設置費の1/2以内を補助する。 (限度額35千円) (2) 公区内地域サイン整備 設置費の1/2以内を補助する。 (限度額1,000千円)		【名称】 協働のまちづくり支援事業 ◎ 公区活動支援事業 【概要】 公区内の案内板設置及び農業者等による、地域サインとしての公区住民統一看板の設置について補助する。 【補助基準】 (1) 公区案内板整備 設置費の1/2以内を補助する。(限度額35千円) (2) 公区内地域サイン整備 設置費の1/2以内を補助する。(限度額35千円/基) 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。ただし、補助基準については、新町において調整する。
	 ○ 公区コミュニティ支援事業 【概要】 盆踊り・運動会等地域コミュニティに関する事業における備品等 購入及び借入れについて補助する。 【補助基準】 (1) 地域コミュニティ活動 備品購入等に係る経費の1/2以内を補助する。 (限度額50千円) 		 ○ 公区コミュニティ支援事業 【概要】 盆踊り・運動会等地域コミュニティに関する事業における備品等 購入及び借入れについて補助する。 【補助基準】 (1) 地域コミュニティ活動 備品購入等に係る経費の1/2以内を補助する。 (限度額50千円。複数公区の場合、限度額40千円/公区) 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。ただし、補助基準については、新町において調整する。

② 公区環境美化支援事業 【概要】	幕別町	忠類村	調整結果
草刈等維持を行った人数及び面積 人数割 1千円 作業割 3円/㎡を補助する。	 ② 公区環境美化支援事業 【概要】 公区内の環境美化に関する事業に対して補助する。 【補助基準】 (1) 環境美化 ① 街区公園・近隣センターへの花壇苗の植栽苗等の購入に係る経費の2/3以内を補助する。(限度額40千円) ② 街路植樹ますへの花壇苗植栽苗等の購入に係る経費以内を補助する。(限度額なし) (2) 環境改善 ① ごみ飛散防止ネットの導入ごみネットの購入に係る経費の1/2以内を補助する。(限度額1枚2千円) (3) 公園等の管理 ① 公区内の街区公園及び地域管理パークゴルフ場清掃清掃を行った面積9円/㎡を補助する。(限度額なし) ② 街区公園内のトイレ清掃清掃を行った箇所11千円/箇所を補助する。(限度額なし) ③ 千住川緑地帯、公営住宅周囲等清掃清掃を行った面積3円/㎡を補助する。(限度額なし) (4) 主要農村道路景観維持管理 ① 農村景観維持を図るための主要農村道路の草刈等維持草刈等維持を行った人数及び面積 	中類村	【概要】 公区内の環境美化に関する事業に対して補助する。 【補助基準】 (1) 環境美化 ① 公園・近隣センター、忠類地区の公区会館への花壇苗の植栽苗等の購入に係る経費の2/3以内を補助する。(限度額40千円) ② 道路植樹ますへの花壇苗植栽苗等の購入に係る経費以内を補助する。(限度額なし) ② 環境改善 ① ごみ飛散防止ネットの導入ごみネットの購入に係る経費の1/2以内を補助する。(限度額2千円/枚) (3) 公園等の管理 ① 公区内の公園及び地域管理パークゴルフ場清掃清掃を行った面積9円/㎡を補助する。(限度額なし) ② 公園内のトイレ清掃清掃を行った箇所11千円/箇所を補助する。(限度額なし) ③ 千住川緑地帯、せせらぎ団地緑地、公営住宅周囲等清掃清掃を行った面積3円/㎡を補助する。(限度額なし) (4) 主要農村道路景観維持管理 ① 農村景観維持を図るための主要農村道路の草刈等維持草刈等維持を行った人数及び面積人数割 1千円 作業割 3円/㎡を補助する。
草刈等維持を行った人数及び面積 人数割 1千円 作業割 3円/㎡を補助する。	① 農村景観維持を図るための主要農村道路の草刈等維持 草刈等維持を行った人数及び面積		(4) 主要農村道路景観維持管理 ① 農村景観維持を図るための主要農村道路の草刈等維持 草刈等維持を行った人数及び面積 人数割 1千円 作業割 3円/㎡を補助する。 ② 刈り払い機の導入
		 ◎ 公区環境美化支援事業 【概要】 公区内の環境美化に関する事業に対して補助する。 【補助基準】 (1) 環境美化 ① 街区公園・近隣センターへの花壇苗の植栽苗等の購入に係る経費の2/3以内を補助する。(限度額40千円) ② 街路植樹ますへの花壇苗植栽苗等の購入に係る経費以内を補助する。(限度額なし) (2) 環境改善 ① ごみ飛散防止ネットの導入ごみネットの購入に係る経費の1/2以内を補助する。(限度額1枚2千円) (3) 公園等の管理 ① 公区内の街区公園及び地域管理パークゴルフ場清掃清掃を行った面積9円/㎡を補助する。(限度額なし) ② 街区公園内のトイレ清掃清掃を行った箇所11千円/箇所を補助する。(限度額なし) ③ 千住川緑地帯、公営住宅周囲等清掃清掃を行った面積3円/㎡を補助する。(限度額なし) (4) 主要農村道路景観維持管理 ① 農村景観維持を図るための主要農村道路の草刈等維持を図るための主要農村道路の草刈等維持草理 ① 農村景観維持を図るための主要農村道路の草刈等維持草理 	② 公区原境美化支援事業 【概要】 公区内の環境美化に関する事業に対して補助する。 【補助基準】 (1) 環境美化 ① 街区公園・近隣センターへの花壇苗の植栽 苗等の購入に係る経費の2/3以内を補助する。 (限度額40千円) ② 街路植樹ますへの花壇苗植栽 苗等の購入に係る経費以内を補助する。 (限度額なし) ② 環境改善 ① ごみ飛散防止ネットの導入 ごみネットの購入に係る経費の1/2以内を補助する。 (限度額1枚2千円) (3) 公園等の管理 ① 公区内の街区公園及び地域管理パークゴルフ場清掃清掃を行った面積9円/㎡を補助する。 (限度額なし) ② 街区公園内のトイレ清掃清掃を行った箇所11千円/箇所を補助する。 (限度額なし) ③ 千住川緑地帯、公営住宅周囲等清掃清掃を行った箇所11千円/箇所を補助する。 (限度額なし) (別 手住川緑地帯、公営住宅周囲等清掃清掃を行った面積3円/㎡を補助する。 (限度額なし) 長度額なし) (別 手供月緑地持を行った人類及び面積

事業補助(町村単独)【2町村独自のもの】 項目 幕別町 忠類村 調整結果 公区の助け合い活動支援事業 ◎ 公区の助け合い活動支援事業 【概要】 【概要】 公区内の雪処理に関する事業に対して補助する。 公区内の雪処理に関する事業に対して補助する。 【補助基準】 【補助基準】 (1) 雪かき支援 (1) 雪かき支援 老人一人暮らし世帯及び老人世帯並びに単身障害者等の除 老人一人暮らし世帯及び老人世帯並びに単身障害者等の除 雪に対し、公区につき10千円、除雪2千円/戸を補助する。 雪に対し、公区につき10千円、除雪2千円/戸を補助する。 (限度額なし) (限度額なし) (2) 雪堆積場確保 (2) 雪堆積場確保 市街化区域の空き地等における雪堆積場の確保に係る経費 市街地の空き地等における雪堆積場の確保に係る経費で、 で、堆積場1箇所の面積330m²未満10千円、330m²以上660m² 堆積場1箇所の面積330m²未満10千円、330m²以上660m²未満 未満15千円、660㎡以上20千円を補助する。 15千円、660㎡以上20千円を補助する。 (3) 地域内除雪機械導入 (3) 地域内除雪機械導入 公区内の通学路等歩行者安全確保のための除雪及び近隣セ 公区内の通学路等歩行者安全確保のための除雪及び近隣セ ンター除雪のための除雪機械導入に係る経費の1/2を補助す ンター、忠類地区の公区会館除雪のための除雪機械導入に係 (限度額250千円) る経費の1/2を補助する。 (限度額250千円) (4) 地域内排雪 (4) 地域内排雪 公区内の道路及び交差点の安全確保のための排雪にかかる 公区内の道路及び交差点の安全確保のための排雪にかかる 経費の1/2を補助する。(限度額排雪区間500円/m) 経費の1/2を補助する。(限度額排雪区間500円/m) 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。ただし、補助基準について は、新町において調整する。 29 ◎ 公区防災活動支援事業 ◎ 公区防災活動支援事業 【概要】 【概要】 公区の防災に関する計画策定、備品購入、訓練実施に対する事業 公区の防災に関する計画策定、備品購入、訓練実施に対する事業 に対し補助する。 に対し補助する。 【補助基準】 【補助基準】 (1) 防災活動 (1) 防災活動 ① 防災計画の策定 ① 防災計画の策定 計画策定に係る経費の2/3以内を補助する。 計画策定に係る経費の2/3以内を補助する。 (限度額70千円) (限度額70千円) ② 防災計画による避難用非常持ち出し袋の整備 ② 防災計画による避難用非常持ち出し袋の整備 備品整備に係る経費の1/3以内を補助する。 備品整備に係る経費の1/3以内を補助する。 (限度額1千円/セット) (限度額1千円/セット)

(上限額100千円) 【具体的調整内容】

合併時に新町に拡大して実施する。ただし、補助基準については、新町において調整する。

③ 防災計画による防災訓練等の実施

【名称】

特別養護老人ホーム建設費補助金

③ 防災計画による防災訓練等の実施

【概要

社会福祉法人の施設整備に伴う借入金の償還に対する補助(平成 30 22年度まで債務負担行為)

訓練等の実施に係る経費の2/3以内を補助する。

【補助基準】

社会福祉法人の施設整備に伴う借入金の償還額から道補助金を除いた額

【名称】

特別養護老人ホーム建設費補助金

【補助基準】

社会福祉法人の施設整備に伴う借入金の償還額から道補助金を除いた額

訓練等の実施に係る経費の2/3以内を補助する。

(上限額100千円)

【具体的調整内容】

現行のとおりとする。

事業補助(町村単独)【2町村独自のもの】

	美補助(町村単独)【2町村独自のもの】 		T
項		忠類村	調整結果
3	【名称】 老人居室等整備事業補助金 【概要】 北海道高齢者・身体障害者住宅整備資金決定者に対し、償還金の利子相当額を補助する。(北海道高齢者・身体障害者住宅整備資金の利子相当額を補助する。(北海道高齢者・身体障害者住宅整備資金の利子相当額を補助をできる。) 【補助基準】 貸付額100千円に対して、年額1,800円(3%利子相当額)とする。ただし、利子が3%以下の時は、これに相当する額とする。		合併時に廃止する。ただし、既借入者の償還については、現行のとおりとする。
3	【名称】 資源回収実践地区協力交付金 【概要】 資源回収実践地区への協力交付金を支給することにより、リサイクル意識の高揚を図る。 【補助基準】 回収量4円/kgを補助する。		【名称】 資源回収実践地区協力交付金 【補助基準】 回収量4円/kgを補助する。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
3	【名称】 公衆浴場確保対策事業補助金 【概要】 公衆浴場の廃業を防止するため、道の補助金額が年々減額されている状況に対し、従来の定額補助を平成12年度から道の減額分を上乗せして補助している。 【補助基準】 定額+定率 (1) 平成11年度を基準とし、道助成額の減額分を次年度上乗せし、補助額を決定する。 (2) 水道工事、下水道代を一部負担する。		【名称】 公衆浴場確保対策事業補助金 【補助基準】 定額+定率 (1) 平成11年度を基準とし、道助成額の減額分を次年度上乗せし、補助額を決定する。 (2) 水道工事、下水道代を一部負担する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
3	1	【名称】 村民交通傷害保険加入補助金 【概要】 交通事故により災害を受けた者を救済するため助成する。 ・対象者 新小学1年生、70歳以上の高齢者 【補助基準】 年間1口分 480円	合併時に廃止する。
3	5	【名称】 あげお物産展参加事業補助金 【概要】 埼玉県上尾市との交流を通じ、本村農産物を「あげおアグリフェスタ」に本村農産物を持ち込み、展示即売を行う経費の補助。展示即売を行うことにより、本村のPR・人的交流等の振興を図る。 【補助基準】 定額補助 50千円	【名称】 あげお物産展参加事業補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、事業のあり方等について、新町において調整する。

項目	幕別町	忠類村	調整結果
36		【名称】 畑作協議会運営事業補助金 ※平成17年4月に忠類村畑作改善研究会と忠類村百合根耕作組合が統合し、畑作協議会に再編。 【概要】 畑作を主体に経営をしている者同士の親睦と各作物栽培技術の情報交換、栽培試験、栽培技術の研修を図り、その技術を地域に波及するとともに、特産の食用百合根の振興を図るため、優良種子の普及活動や栽培技術試験などを通じて忠類村の農業振興に寄与することを目的とする。 【補助基準】 定額補助 畑作改善研究会分 100千円 百合根生産振興対策分 400千円	【名称】 畑作協議会運営事業補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準については、新町において調整する。
37		【名称】 主要畑作物等栽培新技術検討事業補助金 【概要】 農業改良普及センターなど関係機関との連携と指導のもと、各畑作物の栽培管理試験を通じ、主要畑作物の栽培に伴う新技術(資材)を検討し、一層なる収量及び品質等の向上を図り、クリーン農業に即した技術体系の研究を行うことを目的とする。 【補助基準】 定額補助 240千円	【名称】 主要畑作物等栽培新技術検討事業補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準については、新町におい て調整する。
38		【名称】 百合根生産振興対策事業補助金 ※平成17年4月に忠類村畑作改善研究会と統合し、畑作協議会 (項目36) に再編	調整なし
39		【名称】	【名称】
40		【名称】 自給飼料確保対策事業補助金 【概要】 自給飼料増産に努めるためバンカーサイロ等を整備するものに対 し補助する。(平成18年度までの事業) 【補助基準】 1戸につき1基、事業費の1/3以内、300千円を限度とする。	【名称】 自給飼料確保対策事業補助金 【補助基準】 1戸につき1基、事業費の1/3以内、300千円を限度とする。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、平成18年度をもって廃止する。
41		【名称】 農用雌馬導入事業利子補給費補助金 【概要】 JAが事業主体になり地方競馬全国協会から補助を受けた農用雌 馬導入貸付をするにあたり、JAに利息の一部を6年間にわたり補 助する。(平成17年度までの事業) 【補助基準】 貸付利息2.5%の内0.5%を補助する。	【名称】 農用雌馬導入事業利子補給費補助金 【補助基準】 貸付利息2.5%の内0.5%を補助する。 【具体的調整内容】 平成17年度をもって廃止する。

事業補助(町村単独)【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
42		【名称】 エゾシカ対策事業補助金 【概要】 エゾシカによる農・林業被害を防止し、経営の安定を図るため、 感知器、電気牧柵の購入費の一部を補助する。(平成18年度までの 事業) 【補助基準】 動物自動感知器購入経費の1/2、防鹿柵(電気牧柵)購入経費の 1/3を補助する。	【名称】 エゾシカ対策事業補助金 【補助基準】 動物自動感知器購入経費の1/2、防鹿柵(電気牧柵)購入経費の 1/3を補助する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、平成18年度をもって廃止する。
43	【名称】 新農政推進対策資金利子補給費補助金 【概要】 スーパーL資金以外の制度資金(農協のプロパー資金を含む)によって農地を取得した場合に当初6年間の約定償還利息について、一部補助する。 【補助基準】 ・借入利率3.5%以上の場合、その1.5%に相当する額・借入利率2.0%を超え3.5%未満の場合、その利率と2.0の差に相当する額・借入利率2.0%以下の場合、対象外		【名称】 新農政推進対策資金利子補給費補助金 【補助基準】 ・借入利率3.5%以上の場合、その1.5%に相当する額 ・借入利率2.0%を超え3.5%未満の場合、その利率と2.0の差に 相当する額 ・借入利率2.0%以下の場合、対象外 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
44	【名称】 農家負債軽減対策利子補給費補助金 【概要】 負債整理のために借り入れた制度資金について、利子の一部を助成する。 【補助基準】 平成12年度までに借り入れた負債整理に係る制度資金について、各年度の利子0.3%に相当する額の利子の助成する。 農業経営自立安定化資金について、借入年度を含め6年間は利子0.3%に相当する額、6年経過後は利子0.1%に相当する額を助成する。		【名称】 農家負債軽減対策利子補給費補助金 【補助基準】 平成12年度までに借り入れた負債整理に係る制度資金について、 各年度の利子0.3%に相当する額の利子の助成する。 農業経営自立安定化資金について、借入年度を含め6年間は利子 0.3%に相当する額、6年経過後は利子0.1%に相当する額を助成す る。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
45	【名称】 特産品開発調査研究活動費補助金 【概要】 幕別町の特性を活かした特産品開発のための、調査研究に要する経費に対して補助する。 【補助基準】 交付限度額を150千円とし、予算の範囲内とする。	【名称】 特産物振興開発事業補助金 ※平成16年度から誇れる村づくり奨励事業に統合	【名称】 特産品研究開発事業補助金 【補助基準】 交付限度額を150千円とし、予算の範囲内とする。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
46	【名称】 中小企業融資保証料補助金 【概要】 中小企業の育成振興及び経営の合理化を促進する。 【補助基準】 (1) 運転資金 当該融資に係る保証料全額 (2) 設備資金 当該融資に係る保証料全額。ただし、1,000万円を超え2,000万円以内のものについては1/2 (3) 近代化資金 当該融資に係る保証料全額		【名称】 中小企業融資保証料補助金 【補助基準】 (1) 運転資金 当該融資に係る保証料全額 (2) 設備資金 当該融資に係る保証料全額。ただし、1,000万円を超え3,000万円以内のものについては1/2 (3) 近代化資金 当該融資に係る保証料全額 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。

項目	養補助(町村単独) 【2町村独目のもの】 ■ 幕別町	忠類村	調整結果
47	【名称】 中小企業融資利子補給費補助金 【概要】 中小企業の育成振興及び経営の合理化を促進する。 【補助基準】 (1) 運転資金 当該貸付利率の1.2%を超える2%以内		【名称】 中小企業融資利子補給費補助金 【補助基準】 (1) 運転資金 当該貸付利率の1.2%を超える2%以内 (2) 設備資金 当該貸付利率の1.2%を超える2%以内 (3) 近代化資金 当該融資から5年間貸付利率の5%以内とし、6年目からは貸付利率の1%を超える部分の4%以内 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
48		【名称】 中小企業者事業資金利子補給費補助金 【概要】 常時使用する従業員の数が30人以下の中小企業が、事業資金として金融機関から借り入れたことによって生ずる利子に対し補助金を交付する。ただし、借入金額30,000千円以内。 【補助基準】 借入利率1.5%を超える額。ただし、補給率は2%以内	合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した利子補給について は現行のとおりとする。
49	【名称】 パークプラザ等整備事業補助金 【概要】 パークプラザ建設に伴う借入金の償還に対する補助(平成30年度 まで債務負担行為) 【補助基準】 パークプラザ建設に伴う借入金の償還額		【名称】 パークプラザ等整備事業補助金 【補助基準】 パークプラザ建設に伴う借入金の償還額 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
50	【名称】 北海道季節移動労働者傷害保険共済制度加入助成金 【概要】 北海道季節移動労働者傷害保険料の補助 【補助基準】 保険料の1/2を助成		合併時に廃止する。
5)		【名称】 中小企業退職金共済制度奨励事業補助金 【概要】 中小企業退職金共済法に基づく中小企業退職金共済制度の加入を 奨励し、中小企業に就労する従業員の福祉の増進を図る。 【補助基準】 退職金共済契約を締結した日から国が助成する期間を除き、支 払った掛金の1/6以内を助成する。ただし、限度額を月額10千円とする。	合併時に廃止する。

	美補助(町村単独)【2町村独自のもの <u>】</u>	r+1 N27 J. I.	Specific A.L. pp
項目		忠類村	調整結果
52	【名称】 農用地排水改善対策事業補助金 【概要】 (1) 明渠・暗渠整備事業 明渠排水路の新設、維持管理、暗渠排水の新設及び補修に要 する経費の内、掘削機械借上経費を補助する。 (2) 小規模暗渠整備事業 1.0ha以下の小規模な暗渠整備に要する暗渠排水管の購入経 費を補助する。 【補助基準】 町1/4 農協1/4 受益者負担1/2		【名称】 農用地排水改善対策事業補助金 【補助基準】 町1/4 農協1/4 受益者負担1/2 【具体的調整内容】 平成18年度当初に新町に拡大して実施する。ただし、農協の負担 については、新町において忠類農協と協議する。
53	【名称】 農業用施設維持管理事業補助金 【概要】 地域の農業用排水路の果す機能の理解を深め、維持管理に対する 啓蒙を図るため町内に自主的に組織されている明渠愛護組合等の管 理団体に対し明渠維持管理作業の実績に応じて予算の範囲内で補助 する。 【補助基準】 ・出役人口数割 1千円/人 ・作業面積割 300円/㎡		【名称】 農業用施設維持管理補助金 【補助基準】 ・出役人口数割 1千円/人 ・作業面積割 300円/㎡ 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。ただし、忠類地域において は、明渠愛護組合等の管理団体がないことから、新町において設立 してもらえるよう推進する。
54	【名称】 スケートリンク整備交付金(各小中学校) 【概要】 スケートリンク造成事業の円滑な推進のため交付する。 【補助基準】 定額補助 小学校 69,500円~426,500円 中学校 325,000円~410,000円	【名称】 (スケートリンク造成委託金) 【概要】 幕別町と同一 【委託額】 定額 350千円	【名称】 スケートリンク整備交付金(各小中学校) 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 幕別町の例により、平成18年度当初に統合する。
55	【名称】 遠距離通学費補助金 【概要】 通学距離が小学生 4 km以上、中学生 6 km以上の児童生徒の保護者対して通学に必要な経費を交付する。 【補助基準】 小学生 4 km~5 km未満 10千円 5 km~6 km未満 11千円 6 km以上 12千円 中学生 6 km~8 km未満 10千円 8 km~10km未満 11千円 10km以上 12千円		【名称】 遠距離通学費補助金 【補助基準】 小学生 4km~5km未満 10千円 5km~6km未満 11千円 6km以上 12千円 中学生 6km~8km未満 10千円 8km~10km未満 11千円 10km以上 12千円 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
56	【名称】 奨学資金交付金 【概要】 経済的理由によって就学困難な者に対して支給し、有能な町民の 育成の理念に資する。 【補助基準】 7千円/月		【名称】 奨学資金交付金 【補助基準】 7千円/月 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。

事	養補助(町村単独)【2町村独自のもの】		
項	幕別町	忠類村	調整結果
5	【名称】 生きる力を育む創意ある教育活動支援事業交付金 ※平成16年度から特色ある教育活動支援事業を本事業に変更 【概要】 新学習指導要領の基本的な考え方「ゆとりの中で特色ある教育を 展開し、子供たち一人一人の生きる力を培う」を具現化するため、 学校における特色ある学校づくりを支援する。 【補助基準】 定額補助 小学校 106千円~212千円 中学校 142千円~243千円		【名称】 生きる力を育む創意ある教育活動支援事業交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に新町に拡大して実施する。
5	【名称】 地域教育連携支援事業交付金 【概要】 広く地域全体の教育力を高め人間形成空間としての教育文化環境 を整備するため、教育連携として活動の支援を行う。 【補助基準】 小学校 小規模 60千円/校 大規模 100千円/校 中学校 100千円/校		【名称】 地域教育連携支援事業交付金 【補助基準】 小学校 小規模 60千円/校 大規模 100千円/校 中学校 100千円/校 「具体的調整内容】 平成18年度当初に新町に拡大して実施する。
5	【名称】 パークゴルフ場管理交付金 【概要】 途別・駒畠・明倫のパークゴルフ場の管理を地域で行なうために 交付する。 【補助基準】 50千円/箇所		【名称】 パークゴルフ場管理交付金 【補助基準】 50千円/箇所 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
6	【名称】		【名称】 十勝管内スポーツフェスタ補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に新町に拡大して実施する。
6	【名称】 全国、全道文化・スポーツ大会参加助成金 【概要】 文化・スポーツ部門において優秀な成績を収め、各種全国・全道 大会及びこれらに類する競技会、展覧会及び発表会等に参加又は出 場する者に対して助成する。 【補助基準】 (1) 交通費 大会開催地方までの往復分実費 (2) 宿泊費 1人1泊5千円以内 (3) 日当 所要日数に応じ1人1日1千円以内 (4) 国際大会出場に対する助成は、前記基準にかかわらず、開 催国及び参加の態様を考慮した額	(随時)	【名称】 全国、全道文化・スポーツ大会参加助成金 【補助基準】 (1) 交通費 大会開催地方までの往復分実費 (2) 宿泊費 1人1泊5千円以内 (3) 日当 所要日数に応じ1人1日1千円以内 (4) 国際大会出場に対する助成は、前記基準にかかわらず、開催国及び参加の態様を考慮した額 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。

	業補助(町村単独)【2町村独目のもの】 ■ 幕別町	忠類村	調整結果
項	司 希別叫	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	【名称】
6	小学生国内研修派遣事業補助金 【概要】 児童を宮崎県東郷町(友好町)へ派遣し、派遣先の歴史、生活、	【根要】 「上尾市子ども交流事業委託料) 【概要】 埼玉県上尾市子ども会連合会との交流を行い、一般家庭での民泊 やお互いの地ではできない体験活動を通し、子ども達の交流を深め るため、事業を忠類村地域子ども会育成連絡協議会に委託する。 【委託料】 定額 500千円	「石作」 小学生国内研修派遣事業補助金 【補助基準】 1人につき自己負担金20千円を控除した額を補助する。 【具体的調整内容】 平成18年度当初に新町に拡大して実施する。上尾市子ども交流事業委託料については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、新町において、他の類似事業と合わせて調整する。
6	【名称】 中学生国内研修派遣事業補助金 【概要】 中学生を神奈川県開成町へ派遣し、歴史、生活、文化等を視察・研修し、派遣先の中学生との交流を通して視野を広げ、幕別町の将来を担う人材を育てるため補助する。 【補助基準】 1人につき自己負担金30千円を控除した額を補助する。		【名称】 中学生国内研修派遣事業補助金 【補助基準】 1人につき自己負担金30千円を控除した額を補助する。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
6	【名称】 中学生海外研修派遣事業補助金 【概要】 中学生を海外へ派遣し、外国の理解を深めると共に国際的視野を なめ、国際社会に貢献できる人材を育てるために補助する。 【補助基準】 1人につき自己負担金80千円を控除した額を補助する。		【名称】 中学生海外研修派遣事業補助金 【補助基準】 1人につき自己負担金80千円を控除した額を補助する。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
6	【名称】 高校生海外研修派遣事業補助金 【概要】 保護者が幕別町民である幕別高等学校及び江陵高等学校の生徒を 海外へ派遣し、外国の理解を深めると共に国際的視野を広め、国際 社会に貢献できる人材を育てるために補助する。 【補助基準】 1人につき自己負担金80千円を控除した額を補助する。		【名称】 高校生海外研修派遣事業補助金 【補助基準】 1人につき自己負担金80千円を控除した額を補助する。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
6	【名称】 高校生海外留学補助金 【概要】 国際性豊かな人材を育成するため、海外留学を志す意欲のある高校生で、次の要件を満たす者に補助する。 (1) 保護者が幕別町民である高校生 (2) 保護者の前年所得が、500万円以下の者 (3) 海外留学について、十分な信用と実績のある機関が実施する試験に合格し、1年間の海外交換留学をする者 (4) 当該高校生が在学する校長の推薦がある者 【補助基準】 留学機関が公表した参加費用を補助する。ただし、参加費用が30万円を超える場合は、30万円とする。		【名称】 高校生海外留学補助金 【補助基準】 ・補助対象 (1) 保護者が幕別町民である高校生 (2) 保護者の前年所得が、500万円以下の者 (3) 海外留学について、十分な信用と実績のある機関が実施する試験に合格し、1年間の海外交換留学をする者 (4) 当該高校生が在学する校長の推薦がある者 ・補助基準 留学機関が公表した参加費用を補助する。ただし、参加費用が30万円を超える場合は、30万円とする。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。

項目	幕別町	忠類村	調整結果
67	【名称】 海外研修派遣事業補助金 ※平成16年度をもって廃止		調整なし
68	【名称】 国際交流ホストファミリー助成金 【概要】 国際交流事業により、ホームステイのホストファミリーとして外国人を受け入れる町内の家庭に対し助成する。 【補助基準】 (1) 受入期間5日以上30日以内 10千円 (2) 受入期間30日を超え6ヵ月以内 50千円 (3) 受入期間6ヵ月を超え1年以内 100千円		【名称】 国際交流ホストファミリー助成金 【補助基準】 (1) 受入期間5日以上30日以内 10千円 (2) 受入期間30日を超え6ヵ月以内 50千円 (3) 受入期間6ヵ月を超え1年以内 100千円 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。

団体補助	(国・道上乗補助)	【2町村同一あるいは同種のもの】
131 LT. 1111 221		

項		忠類村	調整結果
, ,	【名称】 十勝地区身体障害者福祉協会幕別町分会助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成 【補助基準】 社会福祉協議会から90千円(うち町からの間接補助50千円)の助成 【その他特記事項】 北海道共同募金会幕別町分会からの助成あり。	【名称】 十勝地区身体障害者福祉協会忠類村分会運営事業助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成(共同募金会から) 【その他特記事項】 社会福祉協議会及び村からの助成金はなし。 北海道共同募金会忠類村分会より80千円の助成	【名称】 十勝地区身体障害者福祉協会幕別町分会助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準については、社会 福祉協議会の統合の協議と合わせて、町からの間接補助金及び共同 募金会助成金を含めて協議し、本・支部のバランスを考慮して再編 する。
7	【名称】 幕別町老人クラブ連合会補助金 【概要】 老人クラブの育成並びに連絡、調整と老人福祉及び老人保健対策の推進を図る事業に対し補助する。 【補助基準】 ・65歳以上会員 2千円/人・十勝地区老人クラブ連合会負担金分・北海道老人クラブ連合会負担金分・北海道老人クラブ連合会負担金分・事務局経費(定額) 400千円・特別事業費分(定額)250千円 老人クラブ連合会は上記の合算額の内、65歳以上の会員分を、各単位老人クラブへ交付する。	【名称】 忠類村老人クラブ(連合会)補助金 【概要】 高齢者の福祉の増進と会員相互の親睦を図るとともに、会員が明るい社会を営むことができるよう社会に積極的に参加し、協力することを目的に行う事業に対し補助する。 【補助基準】 ・老人クラブ連合会分 250千円 ・単位老人クラブ分 120千円(60千円×2クラブ) 計 370千円	【名称】 幕別町老人クラブ連合会補助金 【補助基準】 ・65歳以上会員 2千円/人 ・十勝地区老人クラブ連合会負担金分 ・北海道老人クラブ連合会負担金分 ・事務局経費(定額) ・特別事業費分(定額) 老人クラブ連合会は上記の合算額の内、65歳以上の会員分を、各 単位老人クラブへ交付する。 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。

団体補助(国・道上乗補助)【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
71	【名称】 民生委員活動費交付金 【概要】 民生委員活動に対し交付する。 【補助基準】 民生委員活動費に伴う道支出分(58,400円/人)並びに民生委員連盟負担金(全国・北海道・十勝分8,000円/人)及び互助共済会費(国・道分2,900円/人)について、53名分を交付する。		【名称】 民生委員活動費交付金 【補助基準】 民生委員活動費に伴う道支出分(58,400円/人)並びに民生委員連盟負担金(全国・北海道・十勝分8,000円/人)及び互助共済会費(国・道分2,900円/人)について、町内の民生委員・児童委員(主任児童委員含む)に係る人数分を交付する。 ※一人当たり単価は、法律等の改正により変更となる場合がある。 【具体的調整内容】 合併時に新町に拡大して実施する。
72	【名称】 小規模授産施設運営費補助金 【概要】 施設運営費への補助 【補助基準】 入所者負担金等を控除した後の運営経費について補助する。		【名称】 小規模授産施設運営費補助金 【補助基準】 入所者負担金等を控除した後の運営経費について補助する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。

項	[目 幕別町	忠類村	調整結果
	十勝管内町村対抗野球大会参加負担金助成金 【概要】 十勝管内町村対抗野球大会参加負担金を助成する。 73	【名称】	【名称】 十勝管内町村対抗野球・卓球・ゴルフ大会参加負担金助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に再編する。
	公区運営費交付金 【概要】 町行政の民主的かつ効率的な運営を図るために公区に交付する。 本	【名称】 行政区補助金 【概要】 村行政の民主的にして、かつ、能率的なる運営を図り、もって本 対の円滑なる進展を期するために行政区に交付する。 【補助基準】 (1) 基本額 10戸未満 31千円 10~15戸 32千円 16~20戸 36千円 21~30戸 38千円 31~40戸 40千円 41~50戸 41千円 51~100戸 43千円 101戸以上 44千円 (2) 戸数割 市街地 250円/戸 市街地以外 700円/戸 (3) 会館維持費 各区の会館の維持費のうち、水道料において年額10千円を超えた額の全額	【名称】 公区運営費交付金 【交付基準】 (1) 基本額 40戸以下 50千円 41~60戸 60千円 61~100戸 70千円 101戸以上 80千円 201戸以上 90千円 301戸以上 100千円 (2) 戸数割 市街地 200円/戸 市街地以外 400円/戸 【具体的調整内容】 平成18年度当初に再編する。
	池田地区保護司会幕別町分区助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成		【名称】 池田地区保護司会幕別町分区助成金 広尾地区保護司会忠類村分区助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に社会福祉協議会からの補助とする。ただし、補助基準については、社会福祉協議会の統合の協議と合わせて、町からの間接補助金を含めて協議し、分区間のバランスを考慮して再編する。

Ш	$^{\prime}$
7	. •
_	^

項目	「補助(町村単独)【2町村同一あるいは同種のもの】 幕別町	忠類村	調整結果
76	(名称) 幕別町遺族会助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成 【補助基準】 社会福祉協議会から300千円(うち町からの間接補助200千円) 【その他特記事項】 北海道共同募金会幕別町分会からの助成はなし。	【名称】 忠類村殉公遺族会運営助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成(共同募金会から) 【その他特記事項】 社会福祉協議会及び村からの助成金はなし。 北海道共同募金会忠類村分会からの助成金あり。	調整結果 【名称】 幕別町遺族会助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準については、社会 福祉協議会の統合の協議と合わせて、町からの間接補助金及び共同 募金会助成金を含めて協議し、本・支部のバランスを考慮して再編 する。
77	【名称】 幕別町手をつなぐ親の会運営事業助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成 【補助基準】 社会福祉協議会から60千円(うち町からの間接補助50千円)の助成 【その他特記事項】 北海道共同募金会幕別町分会からの助成金はあり。	【名称】 忠類村手をつなぐ親の会運営事業助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成(共同募金会から) 【その他特記事項】 社会福祉協議会及び村からの助成金はなし。 北海道共同募金会忠類村分会からの助成金あり。	【名称】 幕別町手をつなぐ親の会運営事業助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準については、社会 福祉協議会の統合の協議と合わせて、町からの間接補助金及び共同 募金会助成金を含めて協議し、町全体のバランスを考慮して再編す る。
78	【名称】 幕別町社会福祉協議会補助金 【概要】 法人運営事業への補助 【補助基準】 法人運営事業に係る経費から会費収入及び利息等の自主財源を差 し引いた額を補助する。 各公共的団体(社会福祉関係団体)に対する間接補助分を上乗せ し、福祉灯油分についても補助対象とする。	【名称】	【名称】 幕別町社会福祉協議会補助金 【補助基準】 法人運営事業に係る経費から会費収入及び利息等の自主財源を差 し引いた額を補助する。 各公共的団体(社会福祉関係団体)に対する間接補助分を上乗せ し、福祉灯油分についても補助対象とする。 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。
79	【名称】 幕別町母子若葉会助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成 【補助基準】 社会福祉協議会から40千円(うち町からの間接補助40千円)の助成 【その他特記事項】 北海道共同募金会幕別町分会からの助成金はあり。	【名称】 忠類村母子会助成金 【概要】 社会福祉団体への活動費の助成(共同募金会から) 【その他特記事項】 社会福祉協議会及び村からの助成金はなし。 北海道共同募金会忠類村分会の助成対象団体であるが、現在休止中につき助成金はなし。	【名称】 幕別町母子若葉会助成金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準については、社会 福祉協議会の統合の協議と合わせて、町からの間接補助金及び共同 募金会助成金を含めて協議し、本・支部のバランスを考慮して再編 する。

	▼補助(町村単独)【2町村同一あるいは同種のもの】 	r++ ster; L. I.	steen 4-d - A. L. Free
項目		忠類村	調整結果
80	【名称】 幕別町生活安全推進協議会補助金 ※平成16年度に幕別町交通安全協会、幕別町防犯協会及び幕別町 交通安全推進委員会が統合 【概要】 住民の安全を確保し、明るい社会環境整備と地域安全活動の推進 を図り、交通機関・交通文化の発展に寄与するための広報啓発活動 等の事業に対して助成する。 【補助基準】 定額補助 1,400千円	【名称】	【名称】 幕別町生活安全推進協議会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。
83		【名称】	
82	【名称】 ゆとりみらい21推進協議会補助金 【概要】 推進協議会の運営経費に対して補助する。 【補助基準】 必要経費から町以外の構成機関の負担金などを控除した金額を補助する。 【その他特記事項】 構成機関の負担金については、共済組合・日甜が定額で、3農協が組合員戸数割によるルール計算額である。	【名称】 忠類村農業推進協議会運営事業補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 運営経費の1/2を予算の範囲内で補助。	【名称】 ゆとりみらい21推進協議会補助金 【補助基準】 必要経費から町以外の構成機関の負担金などを控除した金額を補助する。 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準について、関係機関と協議のうえ、新町において調整する。
83	【名称】 乳牛検定組合補助金 【概要】 乳牛群の資質改良と良質乳の生産を図るため、乳検の飼料による 飼料給餌を行い、経営の安定を図るため、運営している乳牛検定組 3合に補助する。 【補助基準】 定額補助 900千円	【補助基準】 定額補助 1,500千円	【名称】 乳牛検定組合補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、平成18年度に次の項目を基に補助 基準を再編し、平成19年度から平成21年度にかけて段階的に調整する。 (1) 均等割 (2) 戸数割 (3) 頭数割
84	【名称】 幕別町家畜伝染病自衛防疫組合補助金 【概要】 家畜の伝染性疾病の発生を未然に防止するため、家畜飼養者及び 関係機関の組織的な指導体制を確立し、環境衛生の向上及び自衛防 1 疫思想の高揚を図ることを目的に補助する。 【補助基準】 定額補助 65千円	【名称】	【名称】 幕別町家畜伝染病自衛防疫組合補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。

団体	補助(町村単独)【2町村同一あるいは同種のもの】		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
85	【名称】 幕別池田酪農ヘルパー利用組合補助金 【概要】 酪農家の家畜飼養農家の労働条件の改善を図り、休養日の確保によりゆとりある酪農経営を行い生活及び経営安定を図るため、酪農ヘルパー利用組合に補助する。 【補助基準】 構成する幕別町、池田町の2町で1,000千円を補助する。負担割合は、組合員数の割合で算出。	【名称】 南十勝酪農ヘルパー事業振興補助金 【概要】 幕別町と同一 【補助基準】 構成する忠類村、大樹町、広尾町の3町村で6,000千円を補助する。負担割合は、組合員数の割合で算出。	【名称】
86	【名称】 民有林振興対策事業補助金 【概要】 森林所有者の森林施業計画の作成指導・助言及び各種補助事務手 続き等の代行並びに林業推進に伴う啓発活動への支援措置に対し て、幕別町森林組合に補助する。 【補助基準】 定額補助 1,050千円	【名称】 民有林振興指導事業補助金 【概要】 森林施業計画の樹立に関する指導及び作成、森林保護事業、組合 組織強化に対して、忠類村森林組合に補助する。 【補助基準】 定額補助 2,000千円	【名称】 民有林振興対策事業補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準について、森林組合の統合に合わせて調整する。
87	【名称】 商工会振興事業補助金 【概要】 幕別町商工会が行う小規模企業指導事業及び商工業の振興と安定 を図るために補助する。 【補助基準】 定率補助	【名称】 商工会経営改善普及事業補助金 【概要】 忠類村商工会が行う小規模企業指導事業及び商工業の振興と安定 を図るため補助する。 【補助基準】 定率補助	【名称】 商工会振興事業補助金 【補助基準】 定率補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準について、商工会の統合 に合わせて調整する。
88	【名称】 季節労働者協議会補助金 【概要】 地元での就労の場の確保と拡大、冬期技能講習制度の存続などの 活動を行い、季節労働者の生活と権利及び地域経済を守り発展させ る活動をしている当該団体に補助する。 【補助基準】 定額補助 280千円	【名称】 積寒給付金制度推進事業補助金 【概要】 冬季技能講習会に対し補助金を支給している。 【補助基準】 定額補助 150千円	【名称】 季節労働者協議会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 幕別町の例により、平成19年度当初に統合する。
89	【名称】 幕別町観光物産協会補助金 ※平成16年度に幕別町観光協会と幕別町物産協会が統合 【概要】 観光資源の調査開発の促進、観光地の紹介と宣伝、物産を広く紹介宣伝、販売拡張、品質向上と新製品の開発などの活動を行い、もって地域産業の健全なる発展を期する当該団体に対して補助する。 【補助基準】 定額補助 7,564千円	【名称】 忠類村観光協会補助金 【概要】 観光事業を推進し、観光並びに産業の振興に寄与することを目的とする当該団体に対する補助。 【補助基準】 定額補助 3,580千円	【名称】 幕別町観光物産協会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準について、団体の 統合に合わせて調整する。

団体補助(町村単独)【2町村同一あるいは同種のもの】

項目	「補助(町村単独)【2町村同一あるいは同種のもの】 幕別町	忠類村	調整結果
	【名称】 スキー場パトロール交付金 【概要】 明野ケ丘スキー場の事故防止等のため、パトロールを実施するスキー協会に対し交付する。 【補助基準】 定額補助 150千円(運営に係る事務費、用具費、研修費、旅費等)	【名称】 スキーパトロール隊補助金 【概要】 白銀台スキー場において、スキーによる障害を未然に防ぐ事故防止活動を行う当該団体に対して補助する。 【補助基準】 定額補助 100千円(運営に係る事務費、用具費等)	【名称】 スキーパトロール交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準については、新町において調整する。
91	【名称】 学校管理交付金 【概要】 緊急性のある環境整備等が迅速にできるよう必要な環境整備人件 費、作業車両の自賠責等の金額を交付する。 【補助基準】 定額補助 小学校 114千円~163千円 中学校 101千円~136千円	【名称】 学校行事等運営費補助金(小・中学校) 【概要】 学校における各種の行事に対して必要な経費を交付するうえで、 集団行動を通じて学校生活の楽しさ・自信・喜びを持たせ子供たちが主体的自主的に計画を立て実践していくことで仲間意識・自主性・創造性・協調性の陶冶を図る。 【補助基準】 定額補助 小学校 1 校327千円 中学校 1 校392千円	【名称】 学校管理交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 幕別町の例により、平成18年度当初に統合する。
92	【名称】 学校運営交付金 【概要】 学校における教職員研究、特別活動、運動会等の行事等が円滑に 進めることができるよう交付する。 【補助基準】 定額補助 小学校 203千円~1,127千円 中学校 348千円~1,070千円		【名称】 学校運営交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 幕別町の例により、平成18年度当初に統合する。
			【名称】 幕別町学校教育振興会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。
94	【名称】 幕別町青年団体連絡協議会補助金 ※平成16年度をもって解散	【名称】 忠類村青年会補助金 ※平成17年度から休会	調整なし
95	【名称】 幕別町子ども会育成連絡協議会補助金 【概要】 幕別支部、札内支部組織の連絡協調を図り、支部の発展向上と少年の健全育成に寄与するために補助する。 【補助基準】 定額補助 700千円	【名称】	【名称】 幕別町子ども会育成連絡協議会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。ただし、補助基準については、団体 の統合に合わせて調整する。

団体補助(町村単独)【2町村同一あるいは同種のもの】

項	本補助(町村単独)【2町村同一あるいは同種のもの】 ■ 幕別町	忠類村	調整結果
	【名称】 手づくりのまち推進委員会交付金 【概要】 地域に住む人々が幸せになるため、住民自らが「明るく、豊かな、住みよい」地域を築く住民活動を推進するために交付する。 【補助基準】 定額補助 300千円	【名称】 忠類村コミュニティ運動推進協議会補助金 【概要】 村民の自主的意欲と努力によって物心両面から豊かな生活と住み 良い忠類村を築くための住民活動を推進するために補助する。 【補助基準】 定額補助 120千円	【名称】 手づくりのまち推進委員会交付金 忠類コミュニティ運動推進協議会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 団体が統合するまでは現行のとおりとする。ただし、補助基準に ついては、団体の統合に合わせて調整する。
9	【名称】 文化団体活動費補助金 【概要】 会員相互の親睦と文化団体との交流を図り、文化の向上に努め、 7 もって地域文化の普及発展に貢献するために補助する。 【補助基準】 定額補助 200千円	【名称】 文化協会補助金 【概要】 会員相互の親睦と文化団体との交流を図り、文化の向上に努め、 もって地域文化の普及発展に貢献するために補助する。 【補助基準】 定額補助 410千円	【名称】 文化団体活動費補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 団体が統合するまでは現行のとおりとする。ただし、補助基準については、団体の統合に合わせて調整する。
9	【名称】 町民芸術劇場交付金 【概要】 町民が主体となって優れた芸術文化事業の選定と運営を行い、町の芸術鑑賞機会の充実を図るために交付する。 【補助基準】 定額交付 5,000千円	【名称】 忠類村芸術鑑賞協会補助金 【概要】 村民に優れた芸術文化に触れる機会をつくり、それらを通じて村民が交流を深め、併せて忠類村の芸術文化の向上・発展に寄与するために補助する。 【補助基準】 定額補助 90千円	【名称】 町民芸術劇場交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 団体が統合するまでは現行のとおりとする。ただし、補助基準については、団体の統合に合わせて調整する。
9	【名称】 幕別町体育連盟振興補助金 【概要】 町内各体育団体と連絡を密にし、本町の体育振興を推進するために補助する。 【補助基準】 定額補助 1,600千円	【名称】 忠類村体育連盟補助金 【概要】 村民に体育スポーツを奨励し、その普及を図るために補助する。 【補助基準】 定額補助 590千円	【名称】 幕別町体育連盟振興補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 団体が統合するまでは現行のとおりとする。ただし、補助基準については、団体の統合に合わせて調整する。
10	【名称】 幕別町スポーツ少年団体育成補助金 【概要】 少年たちが、スポーツを通じて力強く豊に生き抜く力を養い心身 を鍛練するため補助する。 【補助基準】 定額補助 450千円	【名称】 忠類村スポーツ少年団本部補助金 【概要】 村内各単位スポーツ少年団相互の連携と活動強化を図り、スポーツを通じて青少年の健全な育成に資するために補助する。 【補助基準】 定額補助 290千円	【名称】 幕別町スポーツ少年団体育成補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。
10	【名称】 幕別町PTA連合会活動費補助金 【概要】 幕別町内各PTAの緊密な連絡・連携を図り、教育振興とPTA 活動の充実と発展のために補助する。 【補助基準】 定額補助 300千円	【名称】 忠類村PTA連合会補助金 【概要】 小中学校PTAの緊密な連絡提携を図り、学校教育の向上振興を図るために補助する。 【補助基準】 定額補助 54千円	【名称】 幕別町PTA連合会活動費補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成18年度当初に統合する。

項目	幕別町	忠類村	調整結果
102	【名称】 幕別町自衛隊協力会補助金 【概要】 自衛隊の諸行事に協力するとともに防衛思想の普及高揚に資す る。 【補助基準】 定額補助 93千円		【名称】 幕別町自衛隊協力会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 団体が統合するまでは現行のとおりとする。ただし、補助基準については、団体の統合に合わせて調整する。
103	【名称】 職員交友会交付金 【概要】 会員の親睦と自主的な発意により、経済的、社会的、文化的地位の向上を図り、以って地方行政の明朗闊達なる遂行に寄与するため、職員交友会に交付する。 【補助基準】 定額補助 500千円		平成17年度をもって廃止する。
104		【名称】 忠類村納税推進交付金 ※平成16年度に忠類村納税貯蓄組合連合会解散	調整なし
105	【名称】 NPO国際パークゴルフ協会交付金 ※平成17年度から補助金を国際パークゴルフ大会を主催する協会 への交付金に変更 【概要】 幕別町で開催されるパークゴルフ国際大会を主催するNPO国際 パークゴルフ協会に対して交付する。 【補助基準】 NPO国際パークゴルフ協会が幕別町で開催するパークゴルフ国 際大会に要する経費等のうち、前年度大会繰越金及び参加料を除く 経費の1/2以内の額を交付する。ただし、限度額は500千円とする。		【名称】 NPO国際パークゴルフ協会交付金 【補助基準】 NPO国際パークゴルフ協会が幕別町で開催するパークゴルフ国際大会に要する経費等のうち、前年度大会繰越金及び参加料を除く経費の1/2以内の額を交付する。ただし、限度額は500千円とする。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
106	【名称】 国際交流協会補助金 【概要】 諸外国との交流を通じてお互いの理解と信頼を深め、幕別町の文化・教育・経済の発展に貢献することを目的とする当該協会に補助する。 【補助基準】 定額補助 300千円		【名称】 国際交流協会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
107	【名称】 東京幕別会補助金 【概要】 会員相互の親睦、交流、情報の交換を図り、幕別町の繁栄に寄与 することを目的とする当該団体に補助する。 【補助基準】 定額補助 50千円		合併時に廃止する。

48

項目	・補助(町村単独)【2町村独目のもの】 幕別町	忠類村	調整結果
	【名称】 へき地保育所運営委員協議会交付金 【概要】 へき地保育所運営委員協議会における活動運営費を交付する。 【補助基準】 25千円×保育所数+児童数×140円×10カ月		【名称】 へき地保育所運営委員協議会交付金 【補助基準】 25千円×保育所数+児童数×140円×10カ月 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
109	【名称】 赤ちゃんクラブ補助金 【概要】 赤ちゃんクラブ(育児サークル)運営費を補助する。 【補助基準】 定額補助 100千円		【名称】 赤ちゃんクラブ補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
110		【名称】 広尾地方食品衛生協会忠類支部助成金 【概要】 関係機関と緊密なる連絡により、飲食に起因する各種伝染病や食中毒等の発生を未然に防止し、進んで食品の品質その他食品衛生の向上を図ることを目的とする当該団体に助成する。 【補助基準】 定額補助 40千円	合併時に廃止する。
111		【名称】 忠類村衛生協力会連合会補助金 【概要】 家庭・職場・社会生活における環境の美化・保全・公衆衛生等を推進し、村民による自主活動を普及推進するとともに、良好で快適な生活環境の確保と清潔で美しい地域づくりを進めることを目的とする当該団体に補助する。 【補助基準】 定額補助 6千円	合併時に廃止する。
112		【名称】	【名称】 忠類村農協青年部運営事業補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成17年度をもって廃止する。
113		【名称】 忠類村農協女性部運営事業費補助金 ※平成15年度から休部	合併時に廃止する。
114		【名称】	【名称】

団体補助(町村単独)【2町村独自のもの】

	は補助(町村単独)【2町村独自のもの】	La New 1 1	T
項目		忠類村	調整結果
115	【名称】 農業振興公社運営費補助金 【概要】 農業の担い手の育成、農地の流動化対策、農業情報の提供等を実施し、農業の生産性の向上を図り、もって地域農業の振興に資するために補助する。 【補助基準】 運営費の2/3を補助する。 【その他特記事項】 運営費の1/3をJA幕別町、JA札内、JA帯広大正からの補助あり。		【名称】 農業振興公社運営費補助金 【補助基準】 運営費の2/3を補助する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準について、組織の再編と合わせて、新町において調整する。
116	【名称】 接農協力会補助金 【概要】 農繁期における労働力確保のための労務対策経費として補助する。 【補助基準】 定額補助 560千円		【名称】 接農協力会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
117		【名称】 畜産振興連絡協議会補助金 【概要】 酪農畜産関係組織が協力し、畜産諸対策等について連携を保ちながら、地域の酪農畜産振興に取り組むとともに、有畜農業者の経営向上を目指すために補助する。 【補助基準】 定額補助 400千円	【名称】 畜産振興連絡協議会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準について、和牛生産改良 組合補助金(項目118)と併せて、新町において調整する。
118	【名称】 和牛生産改良組合補助金 【概要】 会員相互に協力して和牛子牛生産並びに育成技術の研修をして、 和牛の定着化、和牛生産による農業所得の向上・農業経営の安定化 を図るために補助する。 【補助基準】 定額補助 200千円		【名称】 和牛生産改良組合補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準について、畜産振興協議会補助金(項目117)と併せて、新町において調整する。
119	【名称】 農業団体振興補助金 【概要】 農業の近代化、農民生活の向上、農業所得に係る税務申告事務な どの取り組みに対して補助する。 【補助基準】 定額補助 3,500千円		【名称】 農業団体振興補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
120		【名称】 猟友会大樹支部忠類部会補助金 【概要】 有害鳥獣捕獲事業の円滑な推進を図るため、従事者に対し活動費 用の一部を補助する。 【補助基準】 ハンター保険相当分及び玉代を補助する。	【名称】 猟友会大樹支部忠類部会補助金 【補助基準】 ハンター保険相当分及び玉代を補助する。 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助金のあり方について、帯広猟 友会幕別支部の統合に合わせて、新町において調整する。

団体補助(町村単独)【2町村独自のもの】

过位	団体補助(町村単独)【2町村独自のもの】			
項目	幕別町	忠類村	調整結果	
121	【名称】 技能士会補助金 【概要】 技能士の社会的地位の確保と技能士の資質向上に努力し、会 の発展と地域産業の振興を図る。 【補助基準】 定額補助 100千円		【名称】 技能士会補助金 【補助基準】 (1) 事業数割 (2) 会員数割 【具体的調整内容】 平成18年度当初に再編する。	
122	【名称】 日本労働組合連合会北海道連合会幕別地区連合会補助金 【概要】 平和と民主主義を守り、労働者の権利向上と地域経済の向上を図る活動をしている当該団体に補助金を支給してる。 【補助基準】 (1) 労働組合団体数割 775千円 (2) 組合員数割 1人100円/月		【名称】 日本労働組合連合会北海道連合会幕別地区連合会補助金 【補助基準】 (1) 労働組合団体数割 775千円 (2) 組合員数割 1人100円/月 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。ただし、補助基準については、新町の労働団体の形態が明確になってから調整する。	
123	【名称】 幕別町消費者協会補助金 【概要】 消費に関する調査、研究などを行い、消費生活の向上について活動している当該団体に補助する。 【補助基準】 定額補助 200千円		【名称】 幕別町消費者協会補助金 【補助基準】 (1) 事業数割 (2) 会員数割 【具体的調整内容】 平成18年度当初に再編する。	
124	【名称】 幕別町物産協会助成金 ※平成16年度から幕別町観光協会(項目89)と統合		調整なし	
125	【名称】 公園管理交付金 ※平成17年度から協働のまちづくり支援事業(項目29)に移行		調整なし	
126	【名称】		【名称】	
127	【名称】 複式教育研究会補助金 【概要】 幕別町の複式教育の研究推進のため研究並びに視察等で教職員の 資質向上を図るため補助する。 【補助基準】 定額補助 680千円		【名称】 複式教育研究会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。	

項	幕別町	忠類村	調整結果
128	【名称】 幕別町児童生徒健全育成推進委員会交付金 【概要】 未来を担う青少年を心身共に健やかに成長させるために、在学青 少年の生活指導上必要な事項について研究協議を図り、活動の指針 を示すとともに実践に向けて各関係機関に働きかけ、地域の教育力 を高め、健全で豊かな教育風土のある町づくりのために補助する。 【補助基準】 定額補助 550千円		【名称】 幕別町児童生徒健全育成推進委員会交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
129	【名称】 地域生涯学習推進委員会補助金 【概要】 町民が健康で文化的に明るく豊かな生活を営むことができる郷土 の創造を目指し、公民館活動をより推進し、地域文化の交流を図る ため補助する。 【補助基準】 50千円/館		【名称】 地域生涯学習推進委員会補助金 【補助基準】 50千円/館 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
130	【名称】 幕別小中高PTA連絡協議会交付金 【概要】 地域における児童生徒の健全育成と生活指導面の連絡と協調を密 にし、指導の充実と3校間の交流を深めるために交付する。 【補助基準】 定額補助 150千円		【名称】 幕別小中高PTA連絡協議会交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
13:	【名称】 札内地区生活指導連絡協議会交付金 【概要】 札内地区の小・中・高校が生活指導上必要な事項について連絡、 協議を図り、教育向上の実をあげるとともに、健全で豊かな教育風 土をもった地区にするために交付する。 【補助基準】 定額補助 200千円		【名称】 札内地区生活指導連絡協議会交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
132	【名称】 南幕別地域生活指導連絡協議会交付金 【概要】 南幕別地域の小中学校の児童生徒の健全育成を目指し、生活指導 上必要な事項について連絡、協議し、教育向上の実をあげるととも に、健全で豊かな教育風土をもった地区にするために交付する。 【補助基準】 定額補助 50千円		【名称】 南幕別地域生活指導連絡協議会交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
133	【名称】 文化財保存補助金 【概要】 民族芸能である糠内獅子舞の保存伝承のために補助する。 【補助基準】 定額補助 100千円		【名称】 文化財保存補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。

団体補助(町村単独)【2町村独自のもの】

項目	幕別町	忠類村	調整結果
134		【名称】 ナウマン太鼓保存会補助金 【概要】 郷土芸能であるナウマン太鼓の保存伝承のために補助する。 【補助基準】 定額補助 50千円	【名称】 ナウマン太鼓保存会補助金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
135		【名称】 忠類村生涯スポーツ等指導者協議会補助金 【概要】 指導者・公認審判員等の発掘・育成と資質の向上を図り、生涯スポーツの振興に寄与するために補助する。 【補助基準】 定額補助 240千円	合併時に廃止する。
136	【名称】 ふるさと館事業委員会交付金 【概要】 ふるさと館の常設展示及び特別展示、講座などの企画運営にあたり、ふるさと館の円滑なる運営に寄与するために補助する。 【補助基準】 定額補助 500千円		【名称】 ふるさと館事業委員会交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
137	【名称】 図書館事業委員活動費交付金 【概要】 町民文芸誌の編集と発刊に関すること、図書資料の選定に関すること及びその他図書館事業に関することに対する活動のため補助する。 【補助基準】 定額補助 700千円		【名称】 図書館事業委員活動費交付金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 現行のとおりとする。
138		【名称】 忠類村農業者年金協議会負担金 【概要】 協議会の運営に対し補助する。 【補助基準】 定額補助 20千円	【名称】 幕別町忠類農業者年金協議会負担金 【補助基準】 定額補助 【具体的調整内容】 平成17年度をもって廃止する。